

印鑑

昭和九年一月

財團
法人 人口問題研究會要覽



財團法人

人口問題研究會要覽

目 次

- | | |
|--------------------|----|
| 一、沿革 | 一頁 |
| 二、財團法人人口問題研究會設置の趣旨 | 三 |
| 三、財團法人人口問題研究會寄附行爲 | 五 |
| 四、役職員 | 一三 |
| 五、事業概要 | 一八 |

一、沿革

昭和三年二月、人口食糧問題調査會第十二回特別委員會に於て新渡戸稻造委員は人口問題の永續性を指摘して其の恒久的調査機關設置の必要を強調し「人口に關する諸問題の研究を目的とする學術的機關の設置を謀り其の充實を助成すること」を提案された。爾來、社會局側幹事、永井亨委員等より數度に亘つて人口問題研究の恒久的機關設置に關する提案が行はれ、又昭和四年には國際、^上協會を代表して澁澤榮一氏並に井上雅二氏より政府に對して同様の建議書が提出せられた。昭和五年一月二十三日、人口食糧問題調査會特別委員會は「人口問題に關する常設調査機關設置に關する建議案」を可決し、同年三月二十七日、第五回總會に之を附議し特別委員長藤村義朗男の下に本案を可決して直ちに政府に答申した。即ち「我國の人口問題は當時調査研究に從ひ其の真相を明にし、之に基き隨時其の對策を講ずるにあらざれば問題解決の針路を失ひ、對策施設の基準を誤り洵に憂ふべき事態に陥ることなしとせず。然るに現在

の人口食糧問題調査會は政府の諮詢に應じ、政府に建議する外當時に於て調査研究を行ふに適せざる憾あり。加ふるに人口問題は其の性質上國際的見地より之を講究し、國際機關との聯絡を圖ること亦必要なり。仍て政府は此際速に人口問題に關する常設調査機關として研究所を設置し並に諮詢機關として委員會を附設せられんこと」を要望した。政府は之等の要望に基き、内務省社會局に於て立案せる人口問題研究機關の設置に要する豫算案を帝國議會に提出して昭和六年度豫算に就き其の協賛を得たが内閣更迭等の事情に依り、此の豫算を實行するに至らなかつた。然るに不況は連年深刻の度を加へ現時の世相は人口問題の重大性を高調せしむるものあり、之が研究は一日も忽にすべからざる事態にあるに鑑み、昭和七年十一月二十一日、内務省社會局發起の下に曩に人口食糧問題調査會當時委員たりし官民の有志會合し、人口問題研究會の創立を決議して其の實現に努めた結果、民間有力財團よりの出捐もあつたので、昭和八年十月二十七日、茲に財團法人人口問題研究會の設立を見るに至つたのである。

二、財團法人人口問題研究會設置の趣旨

人口問題は國民生活の根本に關する事項なるを以て、之が調査研究は一日も忽にすべき性質のものに非ず。

政府は曩に人口食糧問題調査會を設置し、之に依り人口問題と食糧問題との關係を調查審議し、其の大綱に付き政府に答申する所ありたりと雖、人口問題は其の性質複雑多岐にして短期又は一時的の調査にては、其の核心に觸れ、根本の方策を見出すこと頗る至難の業たり、加之、人口食糧問題調査會設置の時代に比し、今や産業、貿易及財界の廣範圍に涉り、不況は一層深刻の度を加へ、過剩人口は愈々増大しつゝあり、而して又我國人口增加の大勢は、其の社會的傾向に於て、甚だ憂慮すべき事態にあり、之れを放置して顧みざるに於ては、國難の打開到底望むべからず、是を以て常時繼續的に之が調査研究を遂げ、其の依つて生ずる真相を明にし、以て適切なる方策を樹立すべきことは極めて緊急要事たり。

思ふに我國人口問題の大綱は、一方に於て對內的見地に立ち其の解決方策を講ずると共に、其の一面に於て對外的見地に於て諸方に人口移植を圖るべきは、實に當面の緊切なる要務たること言を俟たず、而して之れが爲には世界人口會議並に移民會議と聯絡を圖り以て我國人口政策の國際的地位を占むべきこと亦極めて肝要なりとす。斯くの如く人口問題の解決如何は、我國現下の情勢に照し、眞に國民生存上の安危並に民族發展の消長に關し極めて重大なる意義を有するを以て政府とも協調し本問題を當時繼續的に研究すべき團體の創立を必要とす。

三、財團法人 人口問題研究會寄附行爲

第一章 名稱

第一條 本會ハ財團法人人口問題研究會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ我國人口問題ノ解決ニ資スル爲諸般ノ調査及研究ヲ遂ケ且ツ人口問題研究諸團體トノ聯絡ヲ圖リ併セテ人口政策施設ノ促進ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、人口問題ニ關スル調査及研究

二、人口問題ニ關スル資料ノ蒐集及整備

三、國內人口問題研究諸機關及研究者トノ聯絡提携

四、國外人口問題研究諸團體トノ聯絡及資料ノ交換

五、調査、研究ノ結果ノ發表

六、政府ノ諮詢ニ對スル答申又ハ建議

七、其ノ他前條ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業

第三章 事務所

第四條 本會ハ事務所ヲ東京市内務省社會局内ニ置ク

第四章 會員

第五條 會員ヲ分チテ特別會員、終身會員及通常會員ノ三種トス

特別會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ニ就キ理事會ニ於テ之ヲ推薦ス
 終身會員及通常會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ所定ノ會費ヲ納入スルモノトス其ノ入
 會、退會並會費ノ納入ニ關スル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第五章 役員職員及顧問

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

一、理事 若干名

一、監事　二、名

一、評議員　若干名

第七條　會長ハ理事會ニ於テ理事中ヨリ之ヲ互選ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

會長故障アルトキハ會長ノ指名シタル常務理事其ノ職務ヲ代理ス

第八條　理事ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ之ヲ互選ス

第九條　理事中ニ常務理事二名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

第十條　監事ハ業務執行及資產狀況ヲ監査ス

第十一條　監事及評議員ハ會長之ヲ委嘱ス

第十二條　役員ノ任期ハ三年トス但シ再任ヲ妨ケス

補闕ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條　役員任期滿了ノ場合ハ後任者ノ就職スル迄仍前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フ

第十四條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任命又ハ委囑ス

一、研究員 若干名

一、助手 若干名

一、幹事 若干名

一、書記 若干名

第十五條 研究員ハ調査研究ニ從事ス

助手ハ研究員ノ調査研究ヲ補佐ス

第十六條 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ヲ處理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス

第十七條 人口問題ノ調査研究並研究員ノ指導ノ爲主査一名及副主査若干名ヲ置ク、

主査及副主査ハ理事及評議員中ヨリ會長之ヲ委囑ス

第十八條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委囑ス

第六章 理事會

第十九條 理事會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、評議員會ニ附議スヘキ事項ニ關スルコト

二、人口問題ニ關スル調査研究事項ニ關スルコト

三、財產ノ管理及處分ニ關スルコト

四、寄附ノ受諾ニ關スルコト

五、寄附行爲ノ變更及規則ノ制定變更ニ關スルコト

六、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第二十條 理事會ハ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス

理事三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事會ヲ招集スルコトヲ得

會長必要ト認ムルトキハ書面ニ依ル表決ヲ求メ招集ニ代フルコトヲ得

第二十一條 理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル

會長故障アルトキハ會長代理者之ニ當ル

第二十二條 理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七章 評議員會

第二十三條 評議員會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、歲入歲出豫算ニ關スルコト

二、決算及事業執行狀況ノ報告ニ關スルコト

三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第二十四條 評議員會ハ毎年一回之ヲ招集ス但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時之ヲ招集タルコトヲ得

評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ評議員會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二十五條 第二十一條及第二十二條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第八章 資産及會計

第二十六條 本會設立當時ノ資產ハ別紙目錄ノ通トス

第二十七條 本會ニ基本財產ヲ置ク

基本財產ノ積立、管理及處分方法ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第二十八條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十九條 本會ノ經費ハ左ニ掲クルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、基本財產以外ノ資產

二、補助金

三、寄附金

四、會費

五、其ノ他ノ收入

第九章 附則

第三十條 本會ノ事務執行ニ關シ必要ナル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 本寄附行爲ヲ變更セントスルトキハ理事三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコト
ヲ要ス

第三十二條 本法人設立當時ノ理事左ノ如シ

伯爵	柳澤保惠	男爵藤村義朗
永井	堀切善次郎	那須皓朗
山川端夫	長谷川赳夫	河下田村
富田愛次郎	丹羽七郎	吉田烈宏
井上雅二	羽茂烈郎	田中宏烈

四、役職員

役員

長（理事）

事（常務）

（常務）

貴族院議員
社海外興業株式會社
社會局長官

經濟學博士

東京大阪朝日新聞副社長
東京帝國大學教授

農學院博士

貴族院議員

法團法人理協調事會

內閣書記官長

內閣統計局長

柳澤保七郎
丹羽永井
下村須端
那須端
吉川
山田
堀切善次
上田
下郎
那
永
井
上
村
下
那
吉
山
田
堀
切
善
次
夫
茂
夫
皓
宏
亨
二
郎
惠

一四

評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 監理事

拓務次官
社會局社會部長
貴族院議員
第一生命保險相互會社
社長
財團法人東京市政調查會
常務理事
京都帝國大學教授
經濟學博士
東京帝國大學教授
內務省衛生局長
大阪每日新聞社取締役
法學學博士
北海道帝國大學總長
法學博士、農學博士
京都帝國大學教授
文科學博士
大原社會問題研究所長
大學博士

河田烈富、田愛次郎、矢恒太郎、池宏、本貞三郎、岡貞三郎、大治郎、戸榮治郎、庄辰次郎、島貞三郎、高馬雄實、岡保馬、高野岩三郎

評議員

東京帝國大學教授

永井

潛(交涉中)

評議員

東京商科大學教授

上田貞次郎

評議員

東京帝國大學教授

矢内原忠雄

評議員

第一生命保險相互會社長

矢野恒太

評議員

京都帝國大學教授

山本美越乃

評議員

法學博士

氣賀勘重

評議員

法學博士

暉峻義等

評議員

倉敷勞働科學研究所長

有馬賴寧(交涉中)

評議員

三井合名會社常務理事

安部磯雄

評議員

貴族院議員伯爵

有賀長文(交涉中)

評議員

理學博士

櫻井錠二(交涉中)

評議員

三菱合資會社總理事

木村久壽彌太(交涉中)

評議員

醫學博士

宮島幹之助

幹 幹 幹 幹 幹 幹 評 評 評 評 評
研究員 研究員 事 事 事 事 議員 議員 員 職 員

員

社會局福利課長	內閣統計局勞働課長	國際勞働局東京支局長	貴族院議員	法早稻田大學理士事
拓務省保護課長	社會局職業課長	社會局職業課長	關屋貞三郎	東京帝國大學博士授

增喜	小田内通敏	武田一透	淺利順四郎	水谷良一	持永義夫	鹽澤昌貞
重	田	田	谷	川		土方成美
		寬	透			關屋貞三郎

(以上一、二、八、順)

書 助 研 研
究 研 究
員 記 手 員

社 會 局 屬

左 右 田 武
館 平 田 石
平 間 莊 太
平 太 精
藏 郎 忠 稔 夫

五、事業概要

一、調査研究

本會に常時研究員數名を置き人口問題に關する調査研究を行ひ理事及び評議員中特に指導者を設け研究員の調査研究の指導に當ると共に指導者自ら研究項目を定めて研究に從事す。

更に重要問題に關しては専門の研究者又は特殊の機關に調査研究を依託す。

二、資料の蒐集

人口問題に關する内外の資料を蒐集整備す。

三、國內の聯絡

國內人口問題研究諸機關及び研究者との聯絡提携を圖る爲、研究者名簿及び文献目録を作製し、同攻者の定期會合を行ふの他更に全國的協議會を開催す。

四、海外との聯絡

國際人口會議、イタリー國立人口問題研究所、スクリップ財團人口問題研究所其他各國の此種機關及び同攻者と聯絡及び資料の交換をなす。

五、公開講演會の開催

人口問題に關する知識の普及、人口政策施設の促進を期する爲、隨時、中央又は地方に於て公開講演會を開催す。昭和八年十二月十一日、東京「朝日講堂」に於て第一回公開講演會を開催せり。

六、懸賞論文の募集

人口問題に關する研究の促進を圖る爲、昭和八年八月「我國人口問題の解決方針」なる論題の下に懸賞論文を募集し、目下審査委員に於て審査中なり。

七、印刷物の發行

調査研究したる結果を印刷發行すると共に重要な人口問題資料の印刷發行に努む。目下ローマ國際人口會議の資料の翻譯に着手し近く印刷發行の豫定なり。

八、其の他我國人口問題の解決に資する爲必要なる事業

昭和九年二月十五日印刷
昭和九年二月十八日發行

法財團 人口問題研究會

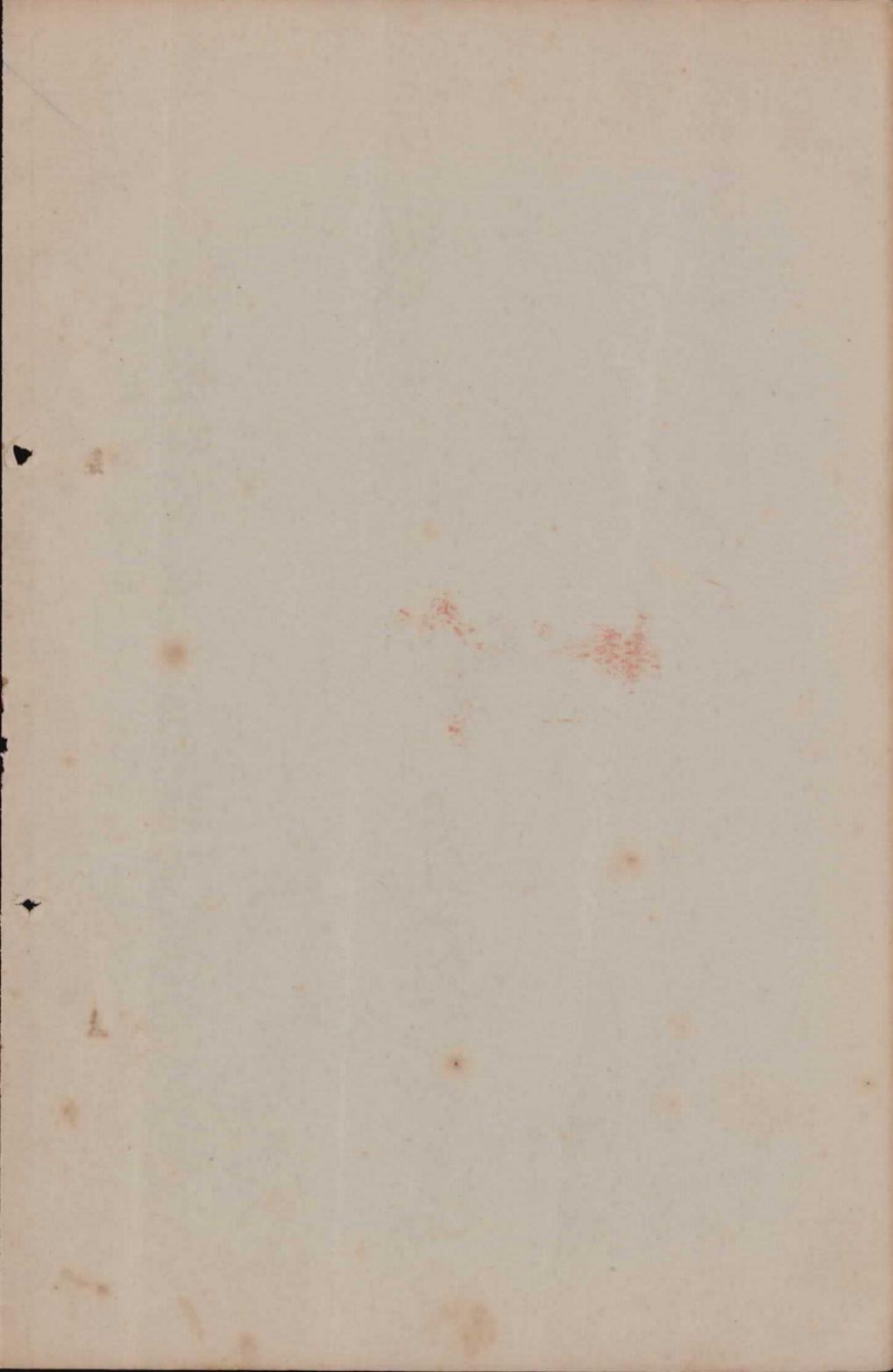
東京市京橋區橫町一丁目一番地

印刷者 西脇嘉清

東京市京橋區橫町一丁目一番地

印刷所 一成社

電話京橋八三七
一七三三
番番社



昭和九年十月

財團
法人

人口問題研究會要覽

財團法人 人口問題研究會要覽

目 次

一、沿革	一頁
二、財團法人人口問題研究會設置の趣旨	三
三、財團法人人口問題研究會寄附行爲	五
四、役職員	一三
五、事業概要	一八

一、沿革

昭和三年二月、人口食糧問題調査會第十二回特別委員會に於て新渡戸稻造委員は人口問題の永續性を指摘して其の恒久的調査機關設置の必要を強調し「人口に關する諸問題の研究を目的とする學術的機關の設置を謀り其の充實を助成すること」を提案された。爾來、社會局側幹事、永井亨委員等より數度に亘つて人口問題研究の恒久的機關設置に關する提案が行はれ、又昭和四年には國際聯盟協會を代表して澁澤榮一氏並に井上雅二氏より政府に對して同様の建議書が提出せられた。昭和五年一月二十三日、人口食糧問題調査會特別委員會は「人口問題に關する常設調査機關設置に關する建議案」を可決し、同年三月二十七日、第五回總會に之を附議し特別委員長藤村義朗男の下に本案を可決して直ちに政府に答申した。即ち「我國の人口問題は當時調査研究に從ひ其の真相を明にし、之に基き隨時其の對策を講ずるにあらざれば問題解決の針路を失ひ、對策施設の基準を誤り洵に憂ふべき事態に陥ることなしとせず。然るに現在

の人口食糧問題調査會は政府の諮詢に應じ、政府に建議する外常時に於て調査研究を行ふに適せざる憾みあり。加ふるに人口問題は其の性質上國際的見地より之を講究し、國際機關との聯絡を圖ること亦必要なり。仍て政府は此際速に人口問題に關する常設調査機關として研究所を設置し並に諮詢機關として委員會を附設せられんこと」を要望した。政府は之等の要望に基き、内務省社會局に於て立案せる人口問題研究機關の設置に要する豫算案を帝國議會に提出して昭和六年度豫算に就き其の協賛を得たが内閣更迭等の事情に依り、此の豫算を實行するに至らなかつた。然るに不況は連年深刻の度を加へ現時の世相は人口問題の重大性を高調せしむるものあり、之が研究は一日も忽にすべからざる事態にあるに鑑み、昭和七年十一月二十一日、内務省社會局發起の下に曩に人口食糧問題調査會當時委員たりし官民の有志會合し、人口問題研究會の創立を決議して其の實現に努めた結果、民間有力財團よりの出捐もあつたので、昭和八年十月二十七日、茲に財團法人人口問題研究會の設立を見るに至つたのである。

二、財團法人人口問題研究會設置の趣旨

人口問題は國民生活の根本に關する事項なるを以て、之が調査研究は一日も忽にすべき性質のものに非ず。

政府は曩に人口食糧問題調査會を設置し、之に依り人口問題と食糧問題との關係を調査審議し、其の大綱に就き政府に答申する所ありたりと雖、人口問題は其の性質複雜多岐にして短期又は一時的の調査にては、其の核心に觸れ、根本の方策を見出すこと頗る至難の業たり、加之、人口食糧問題調査會設置の時代に比し、今や産業、貿易及財界の廣範圍に涉り、不況は一層深刻の度を加へ、過剩人口は愈々増大しつゝあり、而して又我國人口增加の大勢は、其の社會的傾向に於て、甚だ憂慮すべき事態にあり、之れを放置して顧みざるに於ては、國難の打開到底望むべからず、是を以て當時繼續的に之が調査研究を遂げ、其の依つて生ずる真相を明にし、以て適切なる方策を樹立すべきことは極めて緊急要事たり。

思ふに我國人口問題の大綱は、一方に於て對内的見地に立ち其の解決方策を講ずると共に、其の一面に於て對外的見地に於て諸方に人口移植を圖るべきは、實に當面の緊切なる要務たること言を俟たず、而して之れが爲には世界人口會議並に移民會議と聯絡を圖り以て我國人口政策の國際的地位を占むべきこと亦極めて肝要なりとす。斯くの如く人口問題の解決如何は、我國現下の情勢に照し、眞に國民生存上の安危並に民族發展の消長に關し極めて重大なる意義を有するを以て政府とも協調し本問題を常時繼續的に研究すべき團體の創立を必要とす。

三、財團法人人口問題研究會寄附行爲

第一章 名稱

第一條 本會ハ財團法人人口問題研究會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ我國人口問題ノ解決ニ資スル爲諸般ノ調査及研究ヲ遂ケ且ツ人口問題研究諸團體トノ聯絡ヲ圖リ併セテ人口政策施設ノ促進ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、人口問題ニ關スル調査及研究

二、人口問題ニ關スル資料ノ蒐集及整備

三、國內人口問題研究諸機關及研究者トノ聯絡提携

四、國外人口問題研究諸團體トノ聯絡及資料ノ交換

五、調査、研究ノ結果ノ發表

六、政府ノ諮詢ニ對スル答申又ハ建議

七、其ノ他前條ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業

第三章 事務所

第四條 本會ハ事務所ヲ東京市内務省社會局内ニ置ク

第四章 會員

第五條 會員ヲ分チテ特別會員、終身會員及通常會員ノ三種トス

特別會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ニ就キ理事會ニ於テ之ヲ推薦ス
 終身會員及通常會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ所定ノ會費ヲ納入スルモノトス、其ノ入
 會、退會並會費ノ納入ニ關スル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第五章 役員職員及顧問

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名
 一、理事 若干名

一、監事二名

一、評議員若干名

第七條 會長ハ理事會ニ於テ理事中ヨリ之ヲ互選ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

會長故障アルトキハ會長ノ指名ジタル常務理事其ノ職務ヲ代理ス

第八條 理事ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ之ヲ互選ス

第九條 理事中ニ常務理事若干名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

第十條 監事ハ業務執行及資產狀況ヲ監査ス

第十一條 監事及評議員ハ會長之ヲ委嘱ス

第十二條 役員ノ任期ハ三年トス但シ再任ヲ妨ヶス

補闕ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條 役員任期満了ノ場合ハ後任者ノ就職スル迄仍チ前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行

第十四條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任命又ハ委嘱ス

一、研究員

若干名

一、助手

若干名

一、幹事

若干名

一、書記

若干名

第十五條 研究員ハ調査研究ニ從事ス

助手ハ研究員ノ調査研究ヲ補佐ス

第十六條 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ヲ處理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス

第十七條 人口問題ノ調査研究並ニ研究員ノ指導ノ爲主査一名及副主査若干名ヲ置ク、主査及副主査ハ理事及評議員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第十八條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス

第六章 理事會

第十九條 理事會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、評議員會ニ附議スヘキ事項ニ關スルコト

二、人口問題ニ關スル調査研究事項ニ關スルコト

三、財產ノ管理及處分ニ關スルコト

四、寄附ノ受諾ニ關スルコト

五、寄附行爲ノ變更及規則ノ制定變更ニ關スルコト

六、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第二十條 理事會ハ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス

理事三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事會ヲ

招集スルコトヲ要ス

會長必要ト認ムルトキハ書面ニ依ル表決ヲ求メ招集ニ代フルコトヲ得

第二十一條 理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル

會長故障アルトキハ會長代理者之ニ當ル

第二十二條 理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七章 評議員會

第二十三條 評議員會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、歲入歲出豫算ニ關スルコト

二、決算及事業執行狀況ノ報告ニ關スルコト

三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第二十四條 評議員會ハ毎年一回之ヲ招集ス但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時之ヲ招集スルコトヲ得

評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ評議員會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二十五條 第二十一條及第二十二條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第八章 資產及會計

第二十六條 本會設立當時ノ資產ハ別紙目錄ノ通トス

第二十七條 本會ニ基本財產ヲ置ク

基本財產ノ積立、管理及處分方法ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第二十八條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十九條 本會ノ經費ハ左ニ掲タルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、基本財產以外ノ資產

二、補助金

三、寄附金

四、會費

五、其ノ他ノ收入

第九章 附則

第三十條 本會ノ事務執行ニ關シ必要ナル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 本寄附行爲ヲ變更セントスルトキハ理事三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコト

ヲ要ス

第三十二條 本法人設立當時ノ理事左ノ如シ

伯爵

柳澤

保惠

永亨

男爵

藤村

義朗

山井

端

夫亨

那須

皓

堀切

善次郎

長谷川赳夫

下村

義朗

長谷川赳夫

富田愛次郎

丹羽七郎

吉田茂烈

丹羽七郎

井上雅二

永井

七郎

四、役職員

役員

會理理理理理理理理理

長（理事）

貴族院議員

伯爵

事（常務）

內務次官

事（常務）

社會局長官

東京大坂朝日新聞副社長

經濟學博士

東京帝國大學教授

法學博士

東京帝國大學教授

農族學士

東京帝國大學教授

法學士

東京帝國大學教授

貴族院議士

東京帝國大學教授

貴族院議員

東京帝國大學教授

堀吉山那永井赤丹柳
切田川須村上木羽澤
善端雅朝七郎保惠
次茂夫皓宏亨治郎
惠郎

評議員	評議員	評議員	監監理	理理	事事事	事事事
評議員	評議員	評議員	監監事	理理	事事事	事事事
評議員	評議員	評議員	監監事	理理	事事事	事事事
評議員	評議員	評議員	監監事	理理	事事事	事事事
法 學 博 士	大阪 每日 新聞社 取締役	財團法人 東京市政調查會 常務理事	貴族院議員	富田愛次郎	長谷川赳夫	内閣統計局長
大 阪 大 學 博 士	內務省衛生局長	京都帝國大學 經濟學博士	第一生命保險相互會社 長社	河田烈	河田烈	内閣書記官長
東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	京都帝國大學 經濟學博士	池田宏	上田貞次郎	上田貞次郎	社會局社會部長
池田宏	本庄榮治郎	本庄榮治郎	矢野恒太	河田貞次郎	河田貞次郎	東京商科大學教授
岡田宏	戸田貞三郎	戸田貞三郎	矢野恒太	河田貞次郎	河田貞次郎	學博士
大島辰次郎	大島辰次郎	大島辰次郎	長谷川赳夫	長谷川赳夫	長谷川赳夫	長谷川赳夫
實			(以上登記謄本ノ順)			

評議員
評議員

北海道帝國大學總長
京都帝國大學教授
大原社會問題研究所長
文學博士
京都帝國大學教授
法學博士
東京帝國大學教授
東京帝國大學教授
東京帝國大學教授
第一生命保險相互會社
京都帝國大學教授
京都帝國大學教授
法學博士
慶應義塾大學教授
倉敷勞動科學研究所長
醫學院博士
衆議院議員
三井合名會社常務理事
貴族院議員伯爵
木村久壽彌太(交涉中)
高岡熊雄
高田保馬
高野岩三郎
高野井潛
矢内原忠雄
矢野恒太
山本美越乃
氣賀勘重
暉峻義等
安部磯雄
有賀長
文(交涉中)
賴寧(交涉中)

研究員 幹 幹 幹 幹 幹 職 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員

員

慶應義塾大學教授
早稻田大學理士
東京帝國大學教授
經濟學博士
貴族院議員

社會局福利課長
內閣統計局勞働課長
國際勞働局東京支局長
社會局職業課長
拓務省保護課長

宮島幹之助
鹽澤昌貞
土方成美
關屋貞三郎
(以上イ、ロ、ハ、順)
持永義夫
水谷良一
淺利順四郎
長谷川透
武田寛一

研 研 研 研
究 研 研 研
員 員 員 員
手 記 記 記

社 會 局 屬

增 左 平 館 田 重
右 田 平 秋 平 田 武
石 村 間 莊 太 夫 喜
忠 潔 郎 郎 稔

五、事業概要

一、調査研究

本會に常時研究員數名を置き人口問題に關する調査研究を行ひ理事中特に指導者を設け研究員の調査研究の指導に當ると共に指導者自ら研究項目を定めて研究に從事す。

更に重要問題に關しては専門の研究者又は特殊の機關に調査研究を依託す。

二、資料の蒐集

人口問題に關する内外の資料を蒐集整備す。

三、國內の聯絡

國內人口問題研究諸機關及び研究者との聯絡提携を圖る爲、研究者名簿及び文献目錄を作製し、同攻者の定期會合を行ふの他更に全國的協議會を開催す。

四、海外との聯絡

國際人口會議、イタリー國立人口問題研究所、スクリップ財團人口問題研究所其他各國の此の種機關及び同攻者と聯絡及び資料の交換をなす。

五、公開講演會の開催

人口問題に關する知識の普及、人口政策施設の促進を期する爲、隨時、中央又は地方に於て公開講演會を開催す。昭和八年十二月十一日、東京「朝日講堂」に於て第一回公開講演會を開催せり。昭和九年六月二十一日大阪市北區中ノ島中央公會堂に於て第二回公開講演會を開催せり。

六、懸賞論文の募集

人口問題に關する研究の促進を圖る爲、昭和八年八月「我國人口問題の解決方針」なる論題の下に懸賞論文を募集し、審査の結果、二等三編、三等四編を入選と決定し入選論文を輯錄して印刷發行せり。

七、印刷物の發行

調査研究したる結果を印刷發行すると共に重要な人口問題資料の印刷發行に努

む。既に發行し、若くは近く發行の豫定の印刷物左の如し。

第一輯 人口問題講演集（第一輯）

第二輯 日本人口密度圖

第三輯 我國人口問題の解決方針（懸賞論文集）

第四輯 人口問題講演集（第二輯）

第五輯 一九三一年ローマ國際人口會議資料

八、其他我國人口問題の解決に資する爲必要なる事業

昭和九年十月二十四日印刷
昭和九年十月二十五日發行

内務省社會局内

財團法人 人口問題研究會

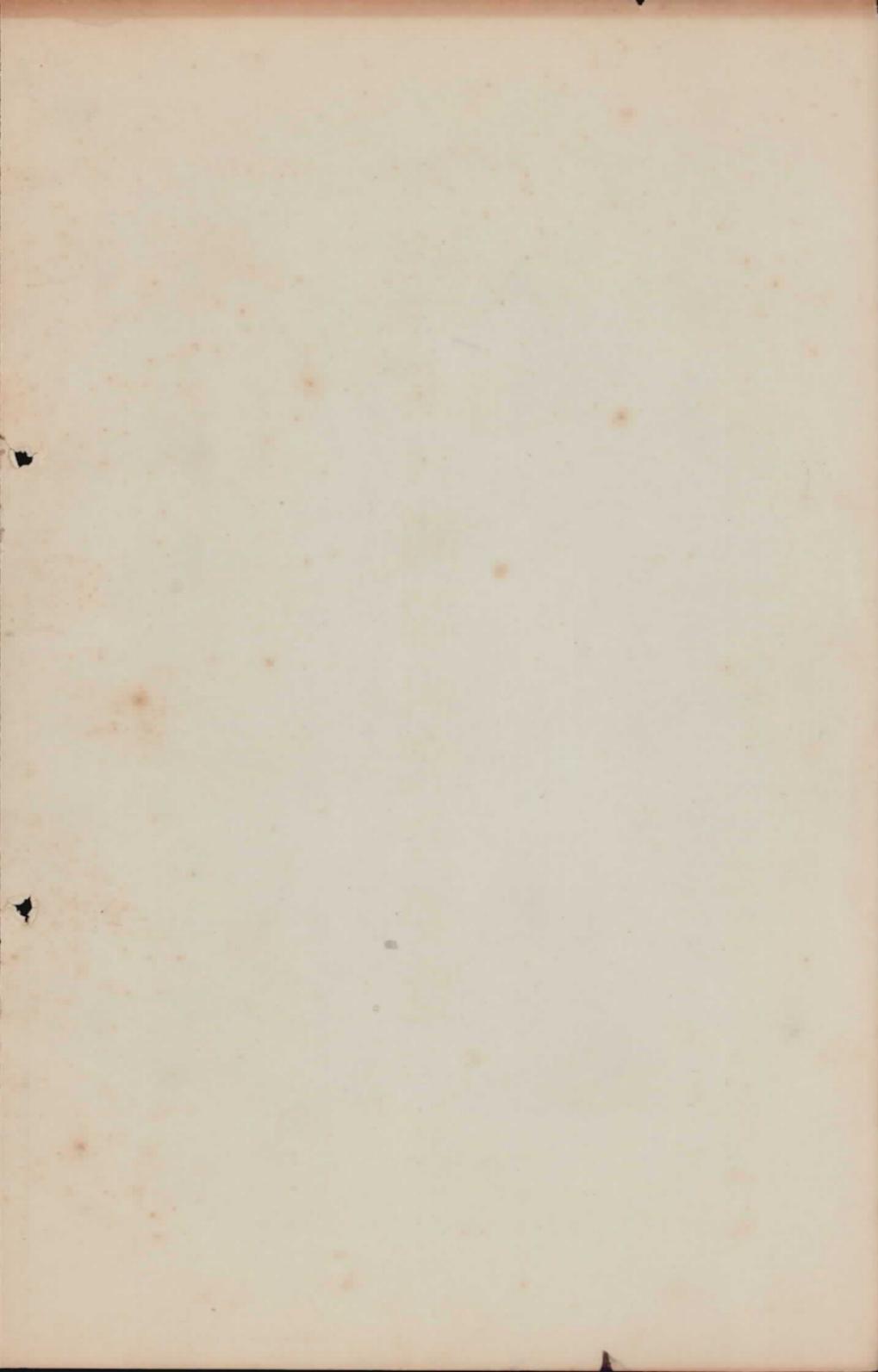
東京市深川區牡丹町一ノ七

印刷者 今井彦太郎

東京市深川區牡丹町一ノ七

印刷所 今井印刷所

電話本所 (73) 二〇七一〇三四八番



昭和十年十月

財團
法人 人口問題研究會要覽

財團
法人

人口問題研究會要覽

目 次

一、沿革	一頁
二、財團法人人口問題研究會設置の趣旨	三
三、財團法人人口問題研究會寄附行爲	五
四、財團法人人口問題研究會處務規程	一三
五、財團法人人口問題研究會會計規則	一五
六、財團法人人口問題研究會會員規則	二一
七、役職員	二三
八、事業概要	二八

一、沿革

昭和三年二月、人口食糧問題調査會第十二回特別委員會に於て新渡戸稻造委員は人口問題の永續性を指摘して其の恒久的調査機關設置の必要を強調し「人口に關する諸問題の研究を目的とする學術的機關の設置を謀り其の充實を助成すること」を提案された。爾來、社會局側幹事、永井亨委員等より數度に亘つて人口問題研究の恒久的機關設置に關する提案が行はれ、又昭和四年には國際聯盟協會を代表して濫澤榮一氏並に井上雅二氏より政府に對して同様の建議書が提出せられた。昭和五年一月二十三日、人口食糧問題調査會特別委員會は「人口問題に關する常設調査機關設置に關する建議案」を可決し、同年三月二十七日、第五回總會に之を附議し特別委員長藤村義朗男の下に本案を可決して直ちに政府に答申した。即ち「我國の人口問題は當時調査研究に從ひ其の真相を明にし、之に基き隨時其の對策を講ずるにあらざれば問題解決の針路を失ひ、對策施設の基準を誤り洵に憂ふべき事態に陥ることなしとせず。然るに現在

の人口食糧問題調査會は政府の諮詢に應じ、政府に建議する外常時に於て調査研究を行ふに適せざる憾みあり。加ふるに人口問題は其の性質上國際的見地より之を講究し國際機關との聯絡を圖ること亦必要なり。仍て政府は此際速に人口問題に關する常設調査機關として研究所を設置し並に諮詢機關として委員會を附設せられんこと」を要望した。政府は之等の要望に基き、内務省社會局に於て立案せる人口問題研究機關の設置に要する豫算案を帝國議會に提出して昭和六年度豫算に就き其の協賛を得たが内閣更迭等の事情に依り、此の豫算を實行するに至らなかつた。然るに不況は連年深刻の度を加へ現時の世相は人口問題の重大性を高調せしむるものあり。之が研究は一日も忽にすべからざる事態にあるに鑑み、昭和七年十一月二十一日、内務省社會局發起の下に曩に人口食糧問題調査會當時委員たりし官民の有志會合し、人口問題研究會の創立を決議して其の實現に努めた結果、民間有力財團よりの出捐もあつたので、昭和八年十月二十七日、茲に財團法人人口問題研究會の設立を見るに至つたのである。

二、財團法人 人口問題研究會設置の趣旨

人口問題は國民生活の根本に關する事項なるを以て、之が調査研究は一日も忽にすべき性質のものに非ず。

政府は曩に人口食糧問題調査會を設置し、之に依り人口問題と食糧問題との關係を調查審議し、其の大綱に就き政府に答申する所ありたりと雖、人口問題は其の性質複雜多岐にして短期又は一時的の調査にては、其の核心に觸れ、根本的方策を見出すこと頗る至難の業たり、加之、人口食糧問題調査會設置の時代に比し、今や産業、貿易及財界の廣範圍に涉り、不況は一層深刻の度を加へ、過剩人口は愈々増大しつゝあり、而して又我國人口增加の大勢は、其の社會的傾向に於て、甚だ憂慮すべき事態にあり、之れを放置して顧みざるに於ては、國難の打開到底望むべからず、是を以て常時繼續的に之が調査研究を遂げ、其の依つて生ずる真相を明にし、以て適切なる方策を樹立すべきことは極めて緊急要事たり。

思ふに我國人口問題の大綱は、一方に於て對内的見地に立ち其の解決方策を講ずると共に、其の一面に於て對外的見地に於て諸方に人口移植を圖るべきは、實に當面の緊切なる要務たること言を俟たず、而して之れが爲には世界人口會議並に移民會議と聯絡を圖り以て我國人口政策の國際的地歩を占むべきこと亦極めて肝要なりとす。斯くの如く人口問題の解決如何は、我國現下の情勢に照し、眞に國民生存上の安危並に民族發展の消長に關し極めて重大なる意義を有するを以て政府とも協調し本問題を當時繼續的に研究すべき團體の創立を必要とす。

三、財團法人人口問題研究會寄附行爲

第二章

人口問題研究會

稱ス

第一條 本會ハ財團法人人口問題研究會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ我國人口問題ノ解決ニ資スル爲諸般ノ調査及研究ヲ遂ケ且ツ人口問題

研究諸團體トノ聯絡ヲ圖リ併セテ人口政策施設ノ促進ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、人口問題ニ關スル調査及研究

二、人口問題ニ關スル資料ノ蒐集及整備

三、國內人口問題研究諸機關及研究者トノ聯絡提携

四、國外人口問題研究諸團體トノ聯絡及資料ノ交換

五、調査、研究ノ結果ノ發表

六、政府ノ諮詢ニ對スル答申又ハ建議

七、其ノ他前條ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業

第三章 事務所

第四條 本會ハ事務所ヲ東京市内務省社會局内ニ置ク

第四章 會員

第五條 會員ヲ分チテ特別會員、終身會員及通常會員ノ三種トス

特別會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ニ就キ理事會ニ於テ之ヲ推薦ス
終身會員及通常會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ所定ノ會費ヲ納入スルモノトス、其ノ入
會、退會並會費ノ納入ニ關スル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第五章 役員職員及顧問

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名
一、理事 若干名

一、監

事
二
名

一、評議員

若干名

第七條 會長ハ理事會ニ於テ理事中ヨリ之ヲ互選ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

會長故障アルトキハ會長ノ指名シタル常務理事其ノ職務ヲ代理ス

第八條 理事ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ之ヲ互選ス

第九條 理事中ニ常務理事若干名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

第十條 監事ハ業務執行及資產狀況ヲ監査ス

第十一條 監事及評議員ハ會長之ヲ委嘱ス

第十二條 役員ノ任期ハ三年トス但シ再任ヲ妨ケス

補闕ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條 役員任期満了ノ場合ハ後任者ノ就職スル迄仍チ前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行

第十四條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任命又ハ委嘱ス

一、研究員 若干名

一、助 手 若干名

一、幹 事 若干名

一、書 記 若干名

第十五條 研究員ハ調査研究ニ從事ス

助手ハ研究員ノ調査研究ヲ補佐ス

第十六條 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ヲ處理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス

第十七條 人口問題ノ調査研究並ニ研究員ノ指導ノ爲主査一名及副主査若干名ヲ置

ク、主査及副主査ハ理事及評議員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第十八條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス

第六章 理事會

第十九條 理事會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、評議員會ニ附議スヘキ事項ニ關スルコト

二、人口問題ニ關スル調査研究事項ニ關スルコト

三、財產ノ管理及處分ニ關スルコト

四、寄附ノ受諾ニ關スルコト

五、寄附行爲ノ變更及規則ノ制定變更ニ關スルコト

六、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第二十條 理事會ハ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス

理事三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事會ヲ

招集スルコトヲ要ス

會長必要ト認ムルトキハ書面ニ依ル表決ヲ求メ招集ニ代フルコトヲ得

第二十一條 理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル

會長故障アルトキハ會長代理者之ニ當ル

第二十二條 理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七章 評議員會

第二十三條 評議員會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、歲入歲出豫算ニ關スルコト

二、決算及事業執行狀況ノ報告ニ關スルコト

三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第二十四條 評議員會ハ毎年一回之ヲ招集ス但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時之ヲ招集スルコトヲ得

評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ評議員會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二十五條 第二十一條及第二十二條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第八章 資產及會計

第二十六條 本會設立當時ノ資產ハ別紙目錄ノ通トス

第二十七條 本會ニ基本財產ヲ置ク

基本財產ノ積立、管理及處分方法ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第二十八條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十日迄トス

第二十九條 本會ノ經費ハ左ニ掲タルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、基本財產以外ノ資產

二、補 助 金

三、寄 附 金

四、會 費

五、其ノ他ノ收入

第九章 附 則

第三十條 本會ノ事務執行ニ關シ必要ナル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 本寄附行爲ヲ變更セントスルトキハ理事三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコト

ヲ要ス

第三十二條 本法人設立當時ノ理事左ノ如シ

伯爵

柳澤

保惠

男爵

藤村

義朗

永井

山川

端夫

亨

堀切善次郎

長谷川赳夫

富田愛次郎

井上雅二

那須皓

下河吉田

義朗

下村田

宏烈

丹羽七郎

皓

吉田茂烈

宏烈

丹羽七郎

皓

四、 人口問題研究會處務規程

財團
法人

第一條 本會ノ事務ハ別ニ規定アルモノノ外本規程ニ依リ處理スベシ
第二條 本會ノ常務ハ常務理事ノ決裁ニ依リ之ヲ處理ス但シ重要ナル事項ハ會長ノ決
裁ヲ經ルコトヲ要ス

第三條 本會ニ到達スル文書ハ書記之ヲ接受シ親展書ヲ除クノ外開封ノ上件名、番號
等ヲ簿冊ニ登錄シ各主管係員ニ配付スベシ

親展書ハ封緘ノ儘記名者ニ配付シ領收印ヲ受クベシ

第四條 主管係員文書ヲ接受シタルトキハ幹事ノ指揮ヲ受ケ速ニ處理案ヲ具シ決裁ヲ
受クベシ

第五條 現金其ノ他有價證券ヲ接受シタルトキハ金額、種類等ヲ明記シ別ニ定ムル會
計規則ニ依リ收納スベシ

第六條 常務理事不在ノトキハ常務理事ノ委任シタル理事其ノ職務ヲ代行ス

第七條 本會ヨリ發送スル文書ハ書記ニ於テ其ノ件名、番號ヲ簿冊ニ登錄スペシ

第八條 完結文書ハ書記ニ於テ整理保存スペシ

第九條 本會ヨリ發送スル文書其ノ他ニ使用スル印章ハ書記之ヲ押捺スペシ

附 則

本則ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

五、財團 法人人口問題研究會會計規則

第一章 總 則

第一條 補助金、寄附金、會費、其ノ他ノ一切ノ收入ヲ以テ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トス

第二條 一會計年度ノ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス

出納閉鎖後ノ收入又ハ支出ハ之ヲ現年度ノ歲入又ハ歲出トナスモノトス

第三條 各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ翌年度ノ歲入ニ編入スベシ

第四條 本會ノ收入ハ確實ナル銀行又ハ信託會社若ハ郵便官署ニ預入シ支出ハ現金拂又ハ小切手、振替貯金若ハ振替拂ヲ以テ之ヲ爲ス

第二章 豫 算

第五條 歲入歲出ノ豫算ハ前年度二月末日迄ニ調製シ三月末日迄ニ評議員會ノ議決ヲ受クベシ

第六條 歳入歳出豫算ハ一般會計及特別會計毎ニ調製シ之ヲ款、項、目ニ區分スルモノトス

第七條 避クベカラザル豫算ノ不足ヲ補フ爲又ハ豫算外ニ生ジタル必要ノ費途ニ充ツル爲豫備費ヲ設クルコトヲ得

第三章 収入及支出

第八條 収入及支出ハ常務理事ノ決判ヲ以テ之ヲ執行スルモノトス但シ本會事務所所在地外ニ於テ開催スル講演會、其ノ他ノ會合ニ必要ナル經費、鐵道貨物運賃其ノ他現場支拂ニ要スル經費並委託購買ヲ爲スニ要スル經費ニ就テハ本會職員ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲現金前渡ヲナスコトヲ得

前項ノ現金前渡ヲ受ケタル職員ハ支拂完了ノモノニ對シ事務所所在地歸着後一週間以内ニ支拂證憑書類ヲ添ヘ精算書ヲ提出スベシ

第九條 經費ハ豫算ニ定メタル目的以外ニ使用シ又ハ各款ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ズ

各項ノ金額ヲ流用セムトスルトキハ會長、各目ノ金額ヲ流用セムトスルトキハ常務理事ノ決判ヲ受クベシ

第十條 豫算内ノ支出ノ爲經理上必要アルトキハ一時借入ヲ爲スコトヲ得
前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スルモノトス

第四章 決 算

第十一條 決算ハ翌年度七月三十一日迄ニ豫算ノ様式ニ遵ヒ決算報告書ヲ調製ノ上監

事ノ意見ヲ附シ翌年度内ニ評議員會ニ提出スルモノトス

第五章 契 約

第十二條 物品ノ購入、印刷其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ二人以上ノ見積書ヲ
徵シ其ノ最低價格ノ者ト契約ヲ締結スルモノトス但シ左ニ掲タル場合ニハ一人ノ見
積書ヲ以テ締結スルコトヲ得

- 一、契約ノ性質又ハ目的ガ競争ヲ許サザルトキ
- 二、急速ヲ要シ競争ニ附スルノ暇ナキトキ

三、勞力ノ供給又ハ運送ヲ請負ハシムルトキ

四、契約代金貳拾圓ヲ超エザルトキ

第十三條 前條ノ契約ハ常務理事ノ名ヲ以テ之ヲ締結スルモノトス

第十四條 契約代金壹千圓ヲ超ユルトキハ契約ノ目的、履行ノ期限、契約違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分、危險ノ負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳細ニ記載シタル契約書ヲ作製スルコトヲ要ス

第六章 物品出納

第十五條 物品ハ左ノ區分ニ依リ取扱フベシ

一、備品(器具、機械、圖書、雜品)

二、消耗品(用紙類、雜用品)

三、印紙切手類(郵便切手、郵便葉書、收入印紙、電車、乗合自動車乗車券)

第十六條 不用品ハ賣却ノ手續ヲ、破損品又ハ毀損品ハ修繕ノ手續ヲ爲スベシ
修繕ヲ加フルモ使用ニ堪エザルモノハ賣却又ハ棄却スルコトヲ得

前二項ノ手續ハ常務理事ノ指揮ニ依ルベシ

第七章 帳 簿

第十七條 金錢及物品ノ出納ヲ登記スル爲左ノ帳簿ヲ備フルモノトス

一、豫算差引簿

二、現金出納簿

三、物品出納簿

第十八條 現金及有價證券收納ニ關シ受領證簿ヲ備ヘ置クベシ

第八章 雜 條

第十九條 現金及有價證券又ハ物品ノ出納事務ヲ掌ル職員ハ出納ノ責任ヲ負フモノトス

ス

前項ノ職員故意又ハ過失ニ因リ現金、有價證券又ハ物品ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ賠償ノ責ニ任ズルモノトス

第二十條 本規則ニ依リ難キモノアルトキハ特ニ其ノ規定ヲ設クルコトヲ得

附 則

本則ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

六、財團法人人口問題研究會會員規則

第一條 本會寄附行爲第四章第五條ノ規定ニヨリ特別會員、終身會員及通常會員ヲ置ク

特別會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ニツキ理事會ニ於テ之ヲ推薦シタルモノトス

終身會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ本會ノ役職員又ハ會員ノ紹介ニ依リ一時金百圓以上ヲ納付シ入會シタルモノトス

通常會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ本會ノ役職員又ハ會員ノ紹介ニ依リ入會シタルモノトス

第二條 會員ニハ本會發行ノ圖書、定期刊行物其ノ他ノ印刷物ヲ無料又ハ實費ニテ頒布ス

第三條 通常會員ハ會費トシテ年額金參圓ヲ毎年三月末日迄ニ前納スルモノトス

但シ新ニ入會シタルモノハ入會ノ日ヨリ一箇月以内ニ會費ヲ納付スルモノトス

第四條 會員ノ住所、氏名ニ異動ヲ生ジタルトキハ直チニ其ノ旨届出ヅルモノトス

第五條 通常會員退會セムトスルトキハ其ノ旨届出ヅルコトヲ要ス此ノ場合ニハ既ニ

納入シタル會費ヲ返還セザルモノトス

第六條 通常會員ニシテ會費ノ納入ヲ怠リタル場合ハ會員タルコトヲ取消スコトアル

ベシ

附 則

本則ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

七、役職員

役員

會理理理理理理理理

長（理事）
事（常務）
事（常務）

貴族院議員
內務次官
社會局長官
海外興業株式會社
經濟學博士
東京大阪朝日新聞副社長
東京帝國大學教授
農學院博士
法學博士
貴族院議員
內閣調查局長官

柳伯爵
澤朝治
木井半井赤
那永井上井木澤
山吉田須端雅朝保
下川村二清治惠
那皓宏亨治惠
山夫郎茂善次郎

評議員長	貴族院議員	內閣統計局長
評議員長	東京商科大學教授	河川赳夫
評議員長	法學博士	長谷川赳夫
評議員長	國際勞働機關長	烈田赳夫
評議員長	帝國事務所各長	吉阪俊藏
監事長	社會局社會部長	河川赳夫
監事長	上田貞次郎	長谷川赳夫
監事長	吉阪俊藏	烈田赳夫
監事長	茂藏	長谷川赳夫
監事長	間	長谷川赳夫
貴族院議員	河川赳夫	長谷川赳夫
貴族院議員	吉阪俊藏	長谷川赳夫
貴族院議員	茂藏	長谷川赳夫
貴族院議員	間	長谷川赳夫
第一生命保險相互會社 長社	河川赳夫	長谷川赳夫
內閣調查局參與	河川赳夫	長谷川赳夫
京都帝國大學教授	河川赳夫	長谷川赳夫
經濟學博士	河川赳夫	長谷川赳夫
東京帝國大學教授	河川赳夫	長谷川赳夫
前內務省衛生局長	河川赳夫	長谷川赳夫
大島辰次郎	河川赳夫	長谷川赳夫
(以上登記謄本ノ順)		

評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員

大阪毎日新聞社取締役
法學博士士
北海道帝國大學總長
法學博士農學博士
京都帝國大學教授
大原社會問題研究所長
法學博士士
東京帝國大學教授
醫學博士士
東京帝國大學教授
第一生命保險相互會社
京都帝國大學教授
法學博士士
慶應義塾大學教授
法學博士士
倉敷勞働科學研究所長
衆議院議員
貴族院議員
醫學博士士
慶應義塾大學教授
法學博士士
安部碩雄
氣賀勘重
暉峻義等
矢野恒乃
山本美越
矢內原忠雄
高野岩三郎
高田保馬
岡田熊雄
岡田實雄
二五

伯爵有馬賴寧
宮島幹之助
貴族院議員
醫學博士士
慶應義塾大學教授
法學博士士
倉敷勞働科學研究所長
衆議院議員
貴族院議員
醫學博士士
慶應義塾大學教授
法學博士士
安部碩雄
氣賀勘重
暉峻義等
矢野恒乃
山本美越
矢內原忠雄
高野岩三郎
高田保馬
岡田熊雄
岡田實雄

鹽澤昌貞
土方成美
關屋貞三郎
(以上イ、ロ、ハ、順)

社會局福利課長	灘尾弘吉
社會局保護課長	持永義夫
內閣統計局勞働課長	水谷良一
內務省文書課長	長谷川透
拓務省保護課長	武田寬一
社會局職業課長	近藤壩太郎

評議員
評議員
幹事會
幹事會
幹事會
幹事會
幹事會
研究員

員

小田内通敏

研 研 研 研
究 研 研 研
員 員 員 員
手 記 記 記

社
會
局
屬

增
田
重
武
喜
夫
稔
正
忠
潔
太
莊
村
石
尾
館
荒
平
秋
間
平
左
右
田
田

男爵

八、事業概要

一、調査研究

本會に當時研究員數名を置き人口問題に關する調査研究を行ひ理事中特に指導者を設け研究員の調査研究の指導に當ると共に指導者自ら研究項目を定めて研究に從事す。

更に重要問題に關しては専門の研究者又は特殊の機關に調査研究を依託す。

二、資料の蒐集

人口問題に關する内外の資料を蒐集整備す。

三、國內の聯絡

國內人口問題研究諸機關及び研究者との聯絡提携を圖る爲、研究者名簿及び文献目錄を作製し、同攻者の定期會合を行ふの他更に全國的協議會を開催す。

第一回同攻者會合 昭和九年十一月七日內務省第一會議室に於て開催。

第二回同攻者會合 昭和十年三月二日麴町區有樂町蠶絲會館に於て開催。

第三回同攻者會合 昭和十年七月六日内務省第一會議室に於て開催。

四、海外との聯絡

國際人口會議、イタリー國立人口問題研究所、スクリップ財團人口問題研究所其他各國の此の種機關及び同攻者と聯絡及び資料の交換をなす。

五、公開講演會の開催

人口問題に關する知識の普及、人口政策施設の促進を期する爲、隨時、中央又は地方に於て公開講演會を開催す。

第一回人口問題講演會 昭和八年十二月十一日東京朝日講堂に於て開催。

第二回人口問題講演會 昭和九年六月二十一日大阪市北區中之島中央公會堂に於て開催。

第三回人口問題講演會 昭和九年十一月二十九日マルサス沒後百年紀念事業の一として麴町區有樂町蠶絲會館に於て開催。

第四回人口問題講演會

昭和十年六月八日仙臺市公會堂に於て開催。

昭和十年八月十四、五日和歌山縣主催人口問題講演會の開催せられるに當り經濟學博士永井理事を派遣せり。

六、懸賞論文の募集

人口問題に關する研究の促進を圖る爲、昭和八年八月「我國人口問題の解決方針」なる論題の下に懸賞論文を募集し、審査の結果、二等三編、三等四編を入選と決定し入選論文を輯錄して印刷發行せり。

七、印刷物の發行

調査研究したる結果を印刷發行すると共に重要な人口問題資料の印刷發行に努む。既に發行し、若くは近く發行の豫定の印刷物左の如し。

第一輯 人口問題講演集（第一輯）

第二輯 日本人口密度圖

第三輯 我國人口問題の解決方針（懸賞論文集）

第四輯 人口問題講演集（第二輯）

第五輯 一九三一年ローマ國際人口會議資料

第六輯 マルサス歿後百年紀念人口問題講演集（第三輯）

第七輯 マルサス歿後百年紀念人口問題展覽會寫真集

第八輯 マルサスに關する文献集（吉田秀夫編）

第九輯 東北地方の人口に關する調査

第十輯 東北地方土地人口基本圖

第十一輯 東北地方の產業と人口（第二回同攻者會合記錄）

第十二輯 人口問題講演集（第四輯）

第十三輯 本邦人口增加の傾向及數量的變動に就いて

第十四輯 第三回同攻者會合記錄

第十五輯 府縣別農業本業者數及其の年齡構成（上田貞次郎理事報告）

四季報 人口問題 第一卷第一號

八、其他我國人口問題の解決に資する爲必要的なる事業

マルサス歿後百年紀念人口問題資料展覽會並に講演會 昭和九年十二月二十九日は
マルサス歿後百年に該當するを以てマルサスを紀念する爲昭和九年十一月二十九日
三十日十二月一日の三日間に亘り麴町區有樂町蠶絲會館に於て人口問題資料展覽會
並に講演會を開催せり。

昭和十年十一月一日印刷

(非賣品)

昭和十年十一月八日發行

內務省社會局内

財團人 口 問 題 研 究 會

東京市世田谷區北澤三丁目九二〇

編輯兼
發行者
館

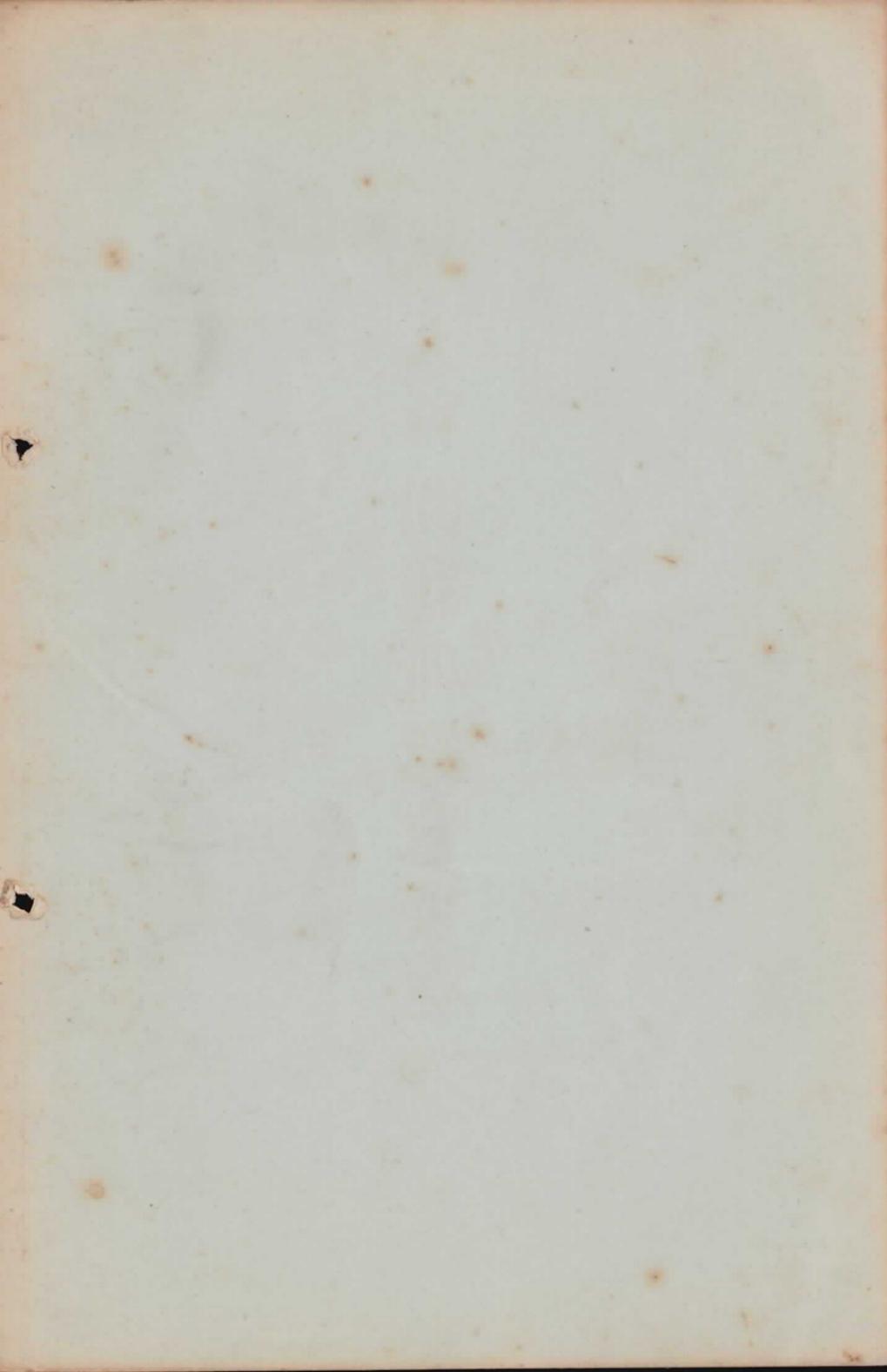
稔

東京市牛込區西五軒町五十二

印 刷 者 白 井 祐 吉

東京市牛込區西五軒町五十二

印 刷 所 會社 行 政 學 會 印 刷 所



昭和十二年四月

財團
法人

人口問題研究會要覽

財團
法人

人口問題研究會要覽

目 次

一、沿革	一頁
二、財團法人口問題研究會設置の趣旨	三
三、財團法人口問題研究會寄附行為	五
四、財團法人人口問題研究會處務規程	一三
五、財團法人口問題研究會會計規則	一五
六、財團法人口問題研究會會員規則	二一
七、役職員	二三
八、事業概要	二八

一、沿革

昭和三年二月、人口食糧問題調査會第十二回特別委員會に於て新渡戸稻造委員は人口問題の永續性を指摘して其の恒久的調査機關設置の必要を強調し「人口に關する諸問題の研究を目的とする學術的機關の設置を謀り其の充實を助成すること」を提案された。爾來、社會局側幹事、永井亨委員等より數度に亘つて人口問題研究の恒久的機關設置に關する提案が行はれ、又昭和四年には國際聯盟協會を代表して濫澤榮一氏並に井上雅二氏より政府に對して同様の建議書が提出せられた。昭和五年一月二十三日、人口食糧問題調査會特別委員會は「人口問題に關する常設調査機關設置に關する建議案」を可決し、同年三月二十七日、第五回總會に之を附議し本案を可決して直ちに政府に答申した。即ち「我國の人口問題は當時調査研究に從ひ其の真相を明にし、之に基き隨時其の對策を講ずるにあらざれば問題解決の針路を失ひ、對策施設の基準を誤り洵に憂ふべき事態に陥ることなしとせず。然るに現在の人口食糧問題調査會は政府

の諮詢に應じ、政府に建議する外當時に於て調査研究を行ふに適せざる憾みあり。加ふるに人口問題は其の性質上國際的見地より之を講究し國際機關との聯絡を圖ること亦必要なり。仍て政府は此際速に人口問題に關する常設調査機關として研究所を設置し並に諮詢機關として委員會を附設せられんこと」を要望した。政府は之等の要望に基き、内務省社會局に於て立案せる人口問題研究機關の設置に要する豫算案を帝國議會に提出して昭和六年度豫算に就き其の協賛を得たが内閣更迭等の事情に依り、此の豫算を實行するに至らなかつた。然るに不況は連年深刻の度を加へ現時の世相は人口問題の重大性を高調せしむるものあり。之が研究は一日も忽にすべからざる事態にあるに鑑み、昭和七年十一月二十一日、内務省社會局發起の下に曩に人口食糧問題調査會當時委員たりし官民の有志會合し、人口問題研究會の創立を決議して其の實現に努めた結果、民間有力財團よりの出捐もあつたので、昭和八年十月二十七日、茲に財團法人人口問題研究會の設立を見るに至つたのである。

二、財團法人人口問題研究會設置の趣旨

人口問題は國民生活の根本に關する事項なるを以て、之が調査研究は一日も忽にすべき性質のものに非ず。

政府は曩に人口食糧問題調査會を設置し、之に依り人口問題と食糧問題との關係を調查審議し、其の大綱に就き政府に答申する所ありたりと雖、人口問題は其の性質複雜多岐にして短期又は一時的の調査にては、其の核心に觸れ、根本的方策を見出すこと頗る至難の業たり、加之、人口食糧問題調査會設置の時代に比し、今や産業、貿易及財界の廣範圍に涉り、不況は一層深刻の度を加へ、過剩人口は愈々増大しつゝあり、而して又我國人口增加の大勢は、其の社會的傾向に於て、甚だ憂慮すべき事態にあり、之れを放置して顧みざるに於ては、國難の打開到底望むべからず、是を以て常時繼續的に之が調査研究を遂げ、其の依つて生ずる眞相を明にし、以て適切なる方策を樹立すべきことは極めて緊急要事たり。

思ふに我國人口問題の大綱は、一方に於て對内的見地に立ち其の解決方策を講ずると共に、其の一面に於て對外的見地に於て諸方に人口移植を圖るべきは、實に當面の緊切なる要務たること言を俟たず、而して之れが爲には世界人口會議並に移民會議と聯絡を圖り以て我國人口政策の國際的地歩を占むべきこと亦極めて肝要なりとす。斯くの如く人口問題の解決如何は、我國現下の情勢に照し、眞に國民生存上の安危並に民族發展の消長に關し極めて重大なる意義を有するを以て政府とも協調し本問題を常時繼續的に研究すべき團體の創立を必要とす。

三、財團 法人人口問題研究會寄附行爲

第一章 名 稱

第一條 本會ハ財團法人人口問題研究會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ我國人口問題ノ解決ニ資スル爲諸般ノ調査及研究ヲ遂ケ且ツ人口問題研究諸團體トノ聯絡ヲ圖リ併セテ人口政策施設ノ促進ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、人口問題ニ關スル調査及研究

二、人口問題ニ關スル資料ノ蒐集及整備

三、國內人口問題研究諸機關及研究者トノ聯絡提携

四、國外人口問題研究諸團體トノ聯絡及資料ノ交換

五、調査、研究ノ結果ノ發表

六、政府ノ諮詢ニ對スル答申又ハ建議

七、其ノ他前條ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業

第三章 事務所

第四條 本會ハ事務所ヲ東京市内務省社會局内ニ置ク

第四章 會員

第五條 會員ヲ分チテ特別會員、終身會員及通常會員ノ三種トス

特別會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ニ就キ理事會ニ於テ之ヲ推薦ス

終身會員及通常會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ所定ノ會費ヲ納入スルモノトス、其ノ入會、退會並會費ノ納入ニ關スル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第五章 役員職員及顧問

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

一、理事若干名

一、監事

二名

一、評議員若干名

第七條 會長ハ理事會ニ於テ理事中ヨリ之ヲ互選ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

會長故障アルトキハ會長ノ指名シタル常務理事其ノ職務ヲ代理ス

第八條 理事ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ之ヲ互選ス

第九條 理事中ニ常務理事若干名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

第十條 監事ハ業務執行及資產狀況ヲ監査ス

第十一條 監事及評議員ハ會長之ヲ委嘱ス

第十二條 役員ノ任期ハ三年トス但シ再任ヲ妨ヶス

補闕ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條 役員任期満了ノ場合ハ後任者ノ就職スル迄仍チ前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行

第十四條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任命又ハ委嘱ス

一、研究員 若干名

一、助 手 若干名

一、幹 事 若干名

一、書 記 若干名

第十五條 研究員ハ調査研究ニ從事ス

助手ハ研究員ノ調査研究ヲ補佐ス

第十六條 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ヲ處理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス

第十七條 人口問題ノ調査研究並ニ研究員ノ指導ノ爲主査一名及副主査若干名ヲ置ク、主査及副主査ハ理事及評議員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第十八條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス

第六章 理事會

第十九條 理事會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、評議員會ニ附議スヘキ事項ニ關スルコト

二、人口問題ニ關スル調査研究事項ニ關スルコト

三、財產ノ管理及處分ニ關スルコト

四、寄附ノ受諾ニ關スルコト

五、寄附行爲ノ變更及規則ノ制定變更ニ關スルコト

六、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第二十條 理事會ハ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス

理事三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事會ヲ招集スルコトヲ要ス

會長必要ト認ムルトキハ書面ニ依ル表決ヲ求メ招集ニ代フルコトヲ得

第二十一條 理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル

會長故障アルトキハ會長代理者之ニ當ル

第二十二條 理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七章 評議員會

第二十三條 評議員會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、歲入歲出豫算ニ關スルコト

二、決算及事業執行狀況ノ報告ニ關スルコト

三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第二十四條 評議員會ハ毎年一回之ヲ招集ス但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時之ヲ招集スルコトヲ得

評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ評議員會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二十五條 第二十一條及第二十二條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第八章 資產及會計

第二十六條 本會設立當時ノ資產ハ別紙目錄ノ通トス

第二十七條 本會ニ基本財產ヲ置ク

基本財產ノ積立、管理及處分方法ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第二十八條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十日迄トス

第二十九條 本會ノ經費ハ左ニ掲タルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、基本財產以外ノ資產

二、補助金

三、寄附金

四、會費

五、其ノ他ノ收入

第九章 附則

第三十條 本會ノ事務執行ニ關シ必要ナル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 本寄附行爲ヲ變更セントスルトキハ理事三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第三十二條 本法人設立當時ノ理事左ノ如シ

伯爵

柳澤

保惠

男爵

藤村

義朗

永井

亨

男爵

藤村

義朗

山川

端夫

男爵

藤村

義朗

堀切

善次郎

男爵

藤村

義朗

長谷川

赳夫

男爵

藤村

義朗

富田愛

次郎

男爵

藤村

義朗

井上

雅二

男爵

藤村

義朗

丹羽

吉田

七郎

茂烈

宏烈

河下

那須

皓

皓

皓

丹羽

吉田

七郎

茂烈

宏烈

四、財團法人人口問題研究會處務規程

第一條 本會ノ事務ハ別ニ規定アルモノノ外本規程ニ依リ處理スベシ

第二條 本會ノ常務ハ常務理事ノ決裁ニ依リ之ヲ處理ス但シ重要ナル事項ハ會長ノ決

裁ヲ經ルコトヲ要ス

第三條 本會ニ到達スル文書ハ書記之ヲ接受シ親展書ヲ除クノ外開封ノ上件名、番號等ヲ簿冊ニ登錄シ各主管係員ニ配付スペシ

親展書ハ封緘ノ儘記名者ニ配付シ領收印ヲ受クベシ

第四條 主管係員文書ヲ接受シタルトキハ幹事ノ指揮ヲ受ケ速ニ處理案ヲ具シ決裁ヲ

受クベシ

第五條 現金其ノ他有價證券ヲ接受シタルトキハ金額、種類等ヲ明記シ別ニ定ムル會計規則ニ依リ收納スペシ

第六條 常務理事不在ノトキハ常務理事ノ委任シタル理事其ノ職務ヲ代行ス

第七條 本會ヨリ發送スル文書ハ書記ニ於テ其ノ件名、番號ヲ簿冊ニ登錄スペシ

第八條 完結文書ハ書記ニ於テ整理保存スペシ

第九條 本會ヨリ發送スル文書其ノ他ニ使用スル印章ハ書記之ヲ押捺スペシ

附 則

本則ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

五、財團法人人口問題研究會會計規則

第一章 總 則

第一條 補助金、寄附金、會費、其ノ他ノ一切ノ收入ヲ以テ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トス

第二條 一會計年度ノ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス

出納閉鎖後ノ收入又ハ支出ハ之ヲ現年度ノ歲入又ハ歲出トナスモノトス

第三條 各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ翌年度ノ歲入ニ編入スベシ

第四條 本會ノ收入ハ確實ナル銀行又ハ信託會社若ハ郵便官署ニ預入シ支出ハ現金拂又ハ小切手、振替貯金若ハ振替拂ヲ以テ之ヲ爲ス

第二章 豫 算

第五條 歲入歲出ノ豫算ハ前年度二月末日迄ニ調製シ三月末日迄ニ評議員會ノ議決ヲ受クベシ

第六條 歳入歳出豫算ハ一般會計及特別會計毎ニ調製シ之ヲ款、項、目ニ區分スルモノトス

第七條 避クベカラザル豫算ノ不足ヲ補フ爲又ハ豫算外ニ生ジタル必要ノ費途ニ充ツル爲豫備費ヲ設クルコトヲ得

第三章 収入及支出

第八條 収入及支出ハ常務理事ノ決判ヲ以テ之ヲ執行スルモノトス但シ本會事務所所在地外ニ於テ開催スル講演會、其ノ他ノ會合ニ必要ナル經費、鐵道貨物運賃其ノ他現場支拂ニ要スル經費並委託購買ヲ爲スニ要スル經費ニ就テハ本會職員ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲現金前渡ヲナスコトヲ得

前項ノ現金前渡ヲ受ケタル職員ハ支拂完了ノモノニ對シ事務所所在地歸着後一週間以内ニ支拂證憑書類ヲ添ヘ精算書ヲ提出スベシ

第九條 經費ハ豫算ニ定メタル目的以外ニ使用シ又ハ各款ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ズ

各項ノ金額ヲ流用セムトスルトキハ會長、各目ノ金額ヲ流用セムトスルトキハ常務理事ノ決判ヲ受クベシ

第十條 豊算内ノ支出ノ爲經理上必要アルトキハ一時借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スルモノトス

第四章 決 算

第十一條 決算ハ翌年度七月三十一日迄ニ豫算ノ様式ニ遵ヒ決算報告書ヲ調製ノ上監事ノ意見ヲ附シ翌年度内ニ評議員會ニ提出スルモノトス

第五章 契 約

第十二條 物品ノ購入、印刷其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ二人以上ノ見積書ヲ徵シ其ノ最低價格ノ者ト契約ヲ締結スルモノトス但シ左ニ掲タル場合ニハ一人ノ見積書ヲ以テ締結スルコトヲ得

一、契約ノ性質又ハ目的ガ競争ヲ許サザルトキ

二、急速ヲ要シ競争ニ附スルノ暇ナキトキ

三、勞力ノ供給又ハ運送ヲ請負ハシムルトキ

四、契約代金貳拾圓ヲ超エザルトキ

第十三條 前條ノ契約ハ常務理事ノ名ヲ以テ之ヲ締結スルモノトス

第十四條 契約代金壹千圓ヲ超ユルトキハ契約ノ目的、履行ノ期限、契約違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分、危險ノ負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳細ニ記載シタル契約書ヲ作製スルコトヲ要ス

第六章 物品出納

第十五條 物品ハ左ノ區分ニ依リ取扱フベシ

一、備品（器具、機械、圖書、雜品）

二、消耗品（用紙類、雜用品）

三、印紙切手類（郵便切手、郵便葉書、收入印紙、電車、乗合自動車乗車券）

第十六條 不用品ハ賣却ノ手續ヲ、破損品又ハ毀損品ハ修繕ノ手續ヲ爲スペシ
修繕ヲ加フルモ使用ニ堪エザルモノハ賣却又ハ棄却スルコトヲ得

前二項ノ手續ハ常務理事ノ指揮ニ依ルベシ

第七章 帳 簿

第十七條 金錢及物品ノ出納ヲ登記スル爲左ノ帳簿ヲ備フルモノトス

一、豫算差引簿

二、現金出納簿

三、物品出納簿

第十八條 現金及有價證券收納ニ關シ受領證簿ヲ備ヘ置クベシ

第八章 雜 則

第十九條 現金及有價證券又ハ物品ノ出納事務ヲ掌ル職員ハ出納ノ責任ヲ負フモノトス

ス

前項ノ職員故意又ハ過失ニ因リ現金、有價證券又ハ物品ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ賠償ノ責ニ任ズルモノトス

第二十條 本規則ニ依リ難キモノアルトキハ特ニ其ノ規定ヲ設クルコトヲ得

附 則

本則ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

六、財團法人人口問題研究會會員規則

第一條 本會寄附行爲第四章第五條ノ規定ニヨリ特別會員、終身會員及通常會員ヲ置ク

特別會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ニツキ理事會ニ於テ之ヲ推薦シタルモノトス

終身會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ本會ノ役職員又ハ會員ノ紹介ニ依リ一時金百圓以上ヲ納付シ入會シタルモノトス

通常會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ本會ノ役職員又ハ會員ノ紹介ニ依リ入會シタルモノトス

第二條 會員ニハ本會發行ノ圖書、定期刊行物其ノ他ノ印刷物ヲ無料又ハ實費ニテ頒布ス

第三條 通常會員ハ會費トシテ年額金參圓ヲ毎年三月末日迄ニ前納スルモノトス

但シ新ニ入會シタルモノハ入會ノ日ヨリ一箇月以内ニ會費ヲ納付スルモノトス

第四條 會員ノ住所、氏名ニ異動ヲ生ジタルトキハ直チニ其ノ旨届出ヅルモノトス

第五條 通常會員退會セムトスルトキハ其ノ旨届出ヅルコトヲ要ス此ノ場合ニハ既ニ
納入シタル會費ヲ返還セザルモノトス

第六條 通常會員ニシテ會費ノ納入ヲ怠リタル場合ハ會員タルコトヲ取消スコトアル
ベシ

附 則

本則ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

七、役職員

役員

長
(理事)

事
(常務)

理 理 理 理 理 理 理 理 球

事 事 事 事 事 事 事 事 事

貴族院議員 貴族院議員 法族學士員 農族學士員 法族學士員 經濟學士員 專南洋務會長
內閣統計局長 貴族院議員 族學士員 族學士員 族學士員 族學士員 族學士員 族學士員
博議員 博議員 博議員 大學教士員 大學教士員 大學教士員 博議員 博議員 博議員
士員 士員 士員 士員 士員 士員 士員 士員 士員

候爵

大佐廣井永下那山吉堀長
佐村瀨木清久行
行久清木瀨村佐
忠二亨寧宏皓夫茂郎次善切谷長
忠一忠二亨寧宏皓夫茂郎次善切谷長

二四

貴族院議員

法東京商科大學學士長

社會局參興

內務省衛生局長

社會局社會部長

卷之三

社第一生命保險相互會社
長

財團法人東京市政調查會事理

經京
都濟帝國
學大學博
士教授

東京帝國大學教授

法大院毎日新聞社取締役

評 評 評 評 監 監 理 理 理 理
議 議 議 議 員 員 事 事 事 事
員 員 員 員 事 事 事 事 事 事

岡	上	吉	河
戸	田	阪	田
田	貞	俊	烈
實	次	藏	
三	郎	茂	
本	山	巖	
庄	矢	挟	
榮	野	間	
治	恒		
郎	太		
宏	三		
	郎		
	貞		
	三		
	郎		
	貞		
	次		
	郎		
	烈		

(以上登記謄本ノ順

評議員	評議員	評議員	評議員	評議員	評議員	評議員							
京都帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授							
法學博士・農學博士	法學博士	醫學博士	醫學博士	醫學博士	醫學博士	醫學博士	醫學博士						
北海道帝國大學總長	大原社會問題研究所所長	高野岩三郎	高野岩三郎	高野岩三郎	高野岩三郎	高野岩三郎	高野岩三郎						
衆議院議員	矢半井	矢半井	矢半井	矢半井	矢半井	矢半井							
貴族院議員	永井	永井	永井	永井	永井	永井							
前內務次官	高保馬	高保馬	高保馬	高保馬	高保馬	高保馬							
伯爵有馬賴寧	伯爵安部赤木朝治	熊潛	熊潛	熊潛	熊潛	熊潛	熊潛						
日本勞動科學研究所所長	法學博士	高岡三郎	高岡三郎	高岡三郎	高岡三郎	高岡三郎	高岡三郎						
日本勞動科學研究所所長	京都大學教授	保馬	保馬	保馬	保馬	保馬	保馬						
法學博士	熊雄	熊雄	熊雄	熊雄	熊雄	熊雄							
法學博士	高田保馬	高田保馬	高田保馬	高田保馬	高田保馬	高田保馬							
法學博士	高岡三郎	高岡三郎	高岡三郎	高岡三郎	高岡三郎	高岡三郎							
法學博士	高野岩三郎	高野岩三郎	高野岩三郎	高野岩三郎	高野岩三郎	高野岩三郎							

幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹 評 評 評 評
 幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹 議 議 議 議
 幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹 員 員 員 員
 事 事 事 事 事 事 事 事 職

員

社會局福報刊傳長	社會局福利課長	貴族院議員	醫學博士
內閣統計局勞働課長	拓務省文書課長	東京帝國大學博士	應義塾大學教授
社會局福報刊傳長	內閣統計局勞働課長	貴族院議員	法理學博士
宮島幹之助	鹽澤昌貞	宮島幹之助	醫學博士
近藤壊太郎	武田一透	近藤壊太郎	應義塾大學教授
水谷良一	長谷川透	水谷良一	法理學博士
持永義夫	灘尾弘吉	持永義夫	醫學博士
關屋貞三郎	田健男	關屋貞三郎	醫學博士
成美貞	吉田健男	成美貞	醫學博士

(以上イ、ロ、ハ、順)

宮島幹之助	鹽澤昌貞	吉田健男
近藤壊太郎	武田一透	吉田健男
水谷良一	長谷川透	吉田健男
持永義夫	灘尾弘吉	吉田健男
關屋貞三郎	田健男	吉田健男
成美貞	吉田健男	吉田健男

研 研 研 研 研 研
究 研 研 研 研 研
員 員 員 員 員 員
員 員 員 員 員 員
員 員 員 員 員 員
員 員 員 員 員 員

社
會
局
屬

男爵

小田内通敏
増田重喜
左田右田武夫
荒尾博正
館石忠稔
岩村一潔輝畔

八、事業概要

一、調査研究

本會に常時研究員數名を置き人口問題に關する調査研究を行ひ理事中特に指導者を設け研究員の調査研究の指導に當ると共に指導者自ら研究項目を定めて研究に從事す。

更に重要問題に關しては専門の研究者又は特殊の機關に調査研究を依託す。

二、資料の蒐集

人口問題に關する内外の資料を蒐集整備す。

三、國內の聯絡

國內人口問題研究諸機關及び研究者との聯絡提携を圖る爲、研究者名簿及び文献目錄を作製し、同攻者の定期會合を行ふの他更に全國的協議會を開催す。

第一回同攻者會合 昭和九年十一月七日内務省第一會議室に於て開催。

第二回同攻者會合 昭和十年三月二日麴町區有樂町蠶絲會館に於て開催。

第三回同攻者會合 昭和十年七月六日内務省第一會議室に於て開催。

第四回同攻者會合 昭和十年十一月九日内務省第三會議室に於て開催。

第五回同攻者會合 昭和十一年二月十五日内務省第二會議室に於て開催。

第六回同攻者會合 昭和十一年十月廿八日内務省第三會議室に於て開催。

第七回同攻者會合 昭和十二年三月六日内務省第二會議室に於て開催。

統計展覽會博覽會等の開催せられるに當りては人口問題資料の出品をなす。

四、海外との聯絡

國際人口會議、イタリー國立人口問題研究所、スクリップ財團人口問題研究所其他各國の此の種機關及び同攻者と聯絡及び資料の交換をなす。

五、公開講演會の開催

人口問題に關する知識の普及、人口政策施設の促進を期する爲、隨時、中央又は地方に於て公開講演會を開催す。

第一回人口問題講演會 昭和八年十二月十一日東京朝日講堂に於て開催。

第二回人口問題講演會 昭和九年六月二十一日大阪市北區中之島中央公會堂に於て開催。

第三回人口問題講演會 昭和九年十一月二十九日マルサス歿後百年記念事業の一として麴町區有樂町蠶絲會館に於て開催。

第四回人口問題講演會 昭和十年六月八日仙臺市公會堂に於て開催。

第五回人口問題講演會 昭和十一年一月二十三日麴町區九段一丁目軍人會館講堂に於て開催。

第六回人口問題講演會 昭和十一年六月十日福岡市西中洲福岡縣公會堂に於て開催。

第七回人口問題講演會 前會長故柳澤保惠伯爵追悼記念事業の一として昭和十一年十二月十日麴町區有樂町蠶絲會館に於て開催。

昭和十年八月十四、五日和歌山縣主催人口問題講演會の開催せられるに當り經濟學

博士永井理事を派遣せり。

六、懸賞論文の募集

人口問題に關する研究の促進を圖る爲、昭和八年八月「我國人口問題の解決方針」なる論題の下に懸賞論文を募集し、審査の結果、二等三編、三等四編を入選と決定し入選論文を輯錄して印刷發行せり。

七、印刷物の發行

調査研究したる結果を印刷發行すると共に重要な人口問題資料の印刷發行に努む。既に發行し、若くは近く發行の豫定の印刷物左の如し。

第一輯 人口問題講演集(第一輯)

第二輯 日本人口密度圖

第三輯 我國人口問題の解決方針(懸賞論文集)

第四輯 人口問題講演集(第二輯)

第五輯 一九三一年ローマ國際人口會議資料

第六輯

マルサス歿後百年記念人口問題講演集（第三輯）

第七輯

マルサス歿後百年記念人口問題展覽會寫真集

第八輯

マルサスに關する文献集（吉田秀夫編）

第九輯

東北地方の人口に關する調査

第十輯

東北地方土地人口基本圖

第十一輯

東北地方の產業と人口（第二回同攻會合記錄）

第十二輯

人口問題講演集（第四輯）

第十三輯

本邦人口増加の傾向及數量的變動に就いて

第十四輯

我が國人口問題に關する諸研究（第一輯）（第三回同攻者會合記錄）

第十五輯

道府縣別農業本業者數及其の年齡構成（上田貞次郎理事報告）

第十六輯

支那人口問題研究（飯田茂三郎執筆）

第十七輯

都鄙人口に關する諸問題（第四・五回同攻者會合記錄）

第十八輯

人口問題講演集（第五輯）

第十九輯 一九三一年ローマ國際人口會議資料（第二輯）

第二十輯 人口問題講演集（第六輯）

第二十一輯 人口問題の見地より見たる國民保健問題（第六回同攻者會合記錄）

第二十二輯 人口問題講演集（第七輯）（前會長故柳澤保惠伯爵追悼記念人口問題講演會記錄）

第二十三輯 我が國人口問題の諸研究（第二輯）（第七回同攻者會合記錄）

機關誌 人口問題第一卷第一號

人口問題第一卷第二號

人口問題第一卷第三號

人口問題第一卷第四號（前會長故柳澤保惠伯爵追悼記念特輯號）

人口問題第二卷第一號

八、其の他我國人口問題の解決に資する爲必要なる事業

1、マルサス歿後百年記念人口問題資料展覽會並に講演會 昭和九年十二月二十九日
はマルサス歿後百年に該當するを以てマルサスを記念する爲昭和九年十一月二十九

日三十日十二月一日の三日間に瓦り麴町區有樂町蠶絲會館に於て人口問題資料展覽會並に講演會を開催せり。

2、政府に對する建議 昭和十一年四月十三日、内閣總理大臣に對し、「移植民振興方策に關する建議」並に「滿洲移民に關する建議」をなせり。

昭和十二年六月二日印刷
昭和十二年六月五日發行

(非賣品)

内務省社會局内

財團法人 人口問題研究會

東京市世田谷區代田一丁目三九七

編輯兼 稔
發行者 館

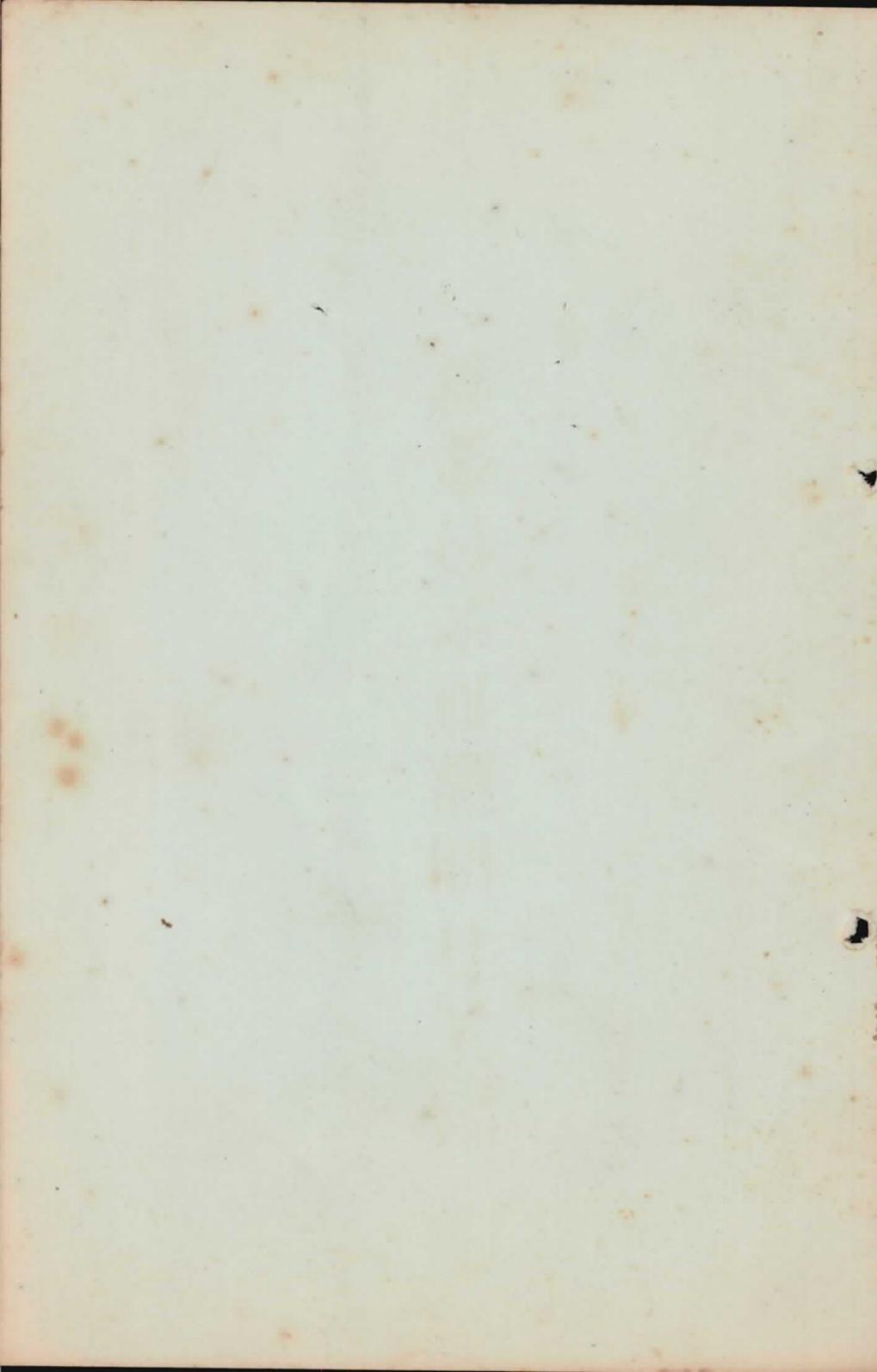
東京市麹町區麹町五丁目二番地

印刷者 杉田彌太郎

東京市麹町區麹町五丁目二番地

印刷所 杉田屋印刷所

電話九段一五七〇二四



昭和十三年五月

財團
法人 人口問題研究會要覽

財團法人

人口問題研究會要覽

目 次

一 沿革	一頁
二 財團法人人口問題研究會設置の趣旨	三
三 財團法人人口問題研究會寄附行為	五
四 財團法人人口問題研究會處務規程	一三
五 財團法人人口問題研究會會計規則	一五
六 財團法人人口問題研究會會員規則	二一
七 役職員	二三
八 事業概要	二九

一 沿革

昭和三年二月、人口食糧問題調査會第十二回特別委員會に於て新渡戸稻造委員は人口問題の永續性を指摘して其の恒久的調査機關設置の必要を強調し「人口に關する諸問題の研究を目的とする學術的機關の設置を謀り其の充實を助成すること」を提案された。爾來、社會局側幹事、永井亨委員等より數度に亘つて人口問題研究の恒久的機關設置に關する提案が行はれ、又昭和四年には國際聯盟協會を代表して澁澤榮一氏並に井上雅二氏より政府に對して同様の建議書が提出せられた。昭和五年一月二十三日、人口食糧問題調査會特別委員會は「人口問題に關する常設調査機關設置に關する建議案」を可決し、同年三月二十七日、第五回總會に之を附議し本案を可決して直ちに政府に答申した。即ち「我國の人口問題は當時調査研究に従ひ其の真相を明にし、之に基き隨時其の對策を講ずるにあらざれば問題解決の針路を失ひ、對策施設の基準を誤り洵に憂ふべき事態に陥ることなしとせず。然るに現在の人口食糧問題調査會は政府

の諮詢に應じ、政府に建議する外當時に於て調査研究を行ふに適せざる憾みあり。加ふるに人口問題は其の性質上國際的見地より之を講究し國際機關との聯絡を圖ること亦必要なり。仍て政府は此際速に人口問題に關する常設調査機關として研究所を設置し並に諮詢機關として委員會を附設せられんこと」を要望した。政府は之等の要望に基き、内務省社會局に於て立案せる人口問題研究機關の設置に要する豫算案を帝國議會に提出して昭和六年度豫算に就き其の協賛を得たが内閣更迭等の事情に依り、此の豫算を實行するに至らなかつた。然るに不況は連年深刻の度を加へ現時の世相は人口問題の重大性を高調せしむるものあり。之が研究は一日も忽にすべからざる事態にあるに鑑み、昭和七年十一月二十一日、内務省社會局發起の下に曩に人口食糧問題調査會當時委員たりし官民の有志會合し、人口問題研究會の創立を決議して其の實現に努めた結果、民間有力財團よりの出捐もあつたので、昭和八年十月二十七日茲に財團法人人口問題研究會の設立を見るに至つたのである。

二 財團法人人口問題研究會設置の趣旨

人口問題は國民生活の根本に關する事項なるを以て、之が調査研究は一日も忽にすべき性質のものに非ず。

政府は曩に人口食糧問題調査會を設置し、之に依り人口問題と食糧問題との關係を調査審議し、其の大綱に就き政府に答申する所ありたりと雖、人口問題は其の性質複雑多岐にして短期又は一時的の調査にては、其の核心に觸れ、根本の方策を見出すこと頗る至難の業たり、加之、人口食糧問題調査會設置の時代に比し、今や産業、貿易及財界の廣範圍に涉り、不況は一層深刻の度を加へ、過剩人口は愈々増大しつゝあり、而して又我國人口增加の大勢は、其の社會的傾向に於て、甚だ憂慮すべき事態にあり、之れを放置して顧みざるに於ては、國難の打開到底望むべからず、是を以て常時繼續的に之が調査研究を遂げ、其の依つて生ずる眞相を明にし、以て適切なる方策を樹立すべきことは極めて緊急要事たり。

思ふに我國人口問題の大綱は、一方に於て對内的見地に立ち其の解決方策を講ずると共に、其の一面に於て對外的見地に於て諸方に人口移植を圖るべきは、實に當面の緊切なる要務たること言を俟たず、而して之れが爲には世界人口會議並に移民會議と聯絡を圖り以て我國人口政策の國際的地位を占むべきこと亦極めて肝要なりとす。斯くの如く人口問題の解決如何は、我國現下の情勢に照し、眞に國民生存上の安危並に民族發展の消長に關し極めて重大なる意義を有するを以て政府とも協調し本問題を常時繼續的に研究すべき團體の創立を必要とす。

三 財團法人人口問題研究會寄附行爲

財團
法人

第一章 名 稱

第一條 本會ハ財團法人人口問題研究會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ我國人口問題ノ解決ニ資スル爲諸般ノ調査及研究ヲ遂ケ且ツ人口問題研究諸團體トノ聯絡ヲ圖リ併セテ人口政策施設ノ促進ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、人口問題ニ關スル調査及研究

二、人口問題ニ關スル資料ノ蒐集及整備

三、國內人口問題研究諸機關及研究者トノ聯絡提携

四、國外人口問題研究諸團體トノ聯絡及資料ノ交換

五、調査、研究ノ結果ノ發表

六、政府ノ諮詢ニ對スル答申又ハ建議

七、其ノ他前條ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業

第三章 事務所

第四條 本會ハ事務所ヲ東京市厚生省社會局内ニ置ク

第四章 會員

第五條 會員ヲ分チテ特別會員、終身會員及通常會員ノ三種トス

特別會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ニ就キ理事會ニ於テ之ヲ推薦ス
終身會員及通常會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ所定ノ會費ヲ納入スルモノトス、其ノ入
會、退會並會費ノ納入ニ關スル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第五章 役員職員及顧問

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長一名

一、理事若干名

一、監

事

二、名

一、評議員

若干名

第七條 會長ハ理事會ニ於テ理事中ヨリ之ヲ互選ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

會長故障アルトキハ會長ノ指名シタル常務理事其ノ職務ヲ代理ス

第八條 理事ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ之ヲ互選ス但シ理事ノ中一名ヲ厚生省社

會局長ノ職ニ在ル者ニ會長之ヲ委嘱ス

第九條 理事中ニ常務理事若干名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

第十條 監事ハ業務執行及資產狀況ヲ監査ス

第十一條 監事及評議員ハ會長之ヲ委嘱ス

第十二條 役員ノ任期ハ三年トス但シ再任ヲ妨ヶス

補闕ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條 役員任期満了ノ場合ハ後任者ノ就職スル迄仍チ前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行
フ

第十四條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任命又ハ委嘱ス

一、研究員 若干名

一、助手 若干名

一、幹事 若干名

第十五條 研究員ハ調查研究ニ從事ス

助手ハ研究員ノ調査研究ヲ補佐ス

第十六條 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ヲ處理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス

第十七條 人口問題ノ調査研究竝ニ研究員ノ指導ノ爲主査一名及副主査若干名ヲ置ク、

主査及副主査ハ理事及評議員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第十八條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス

第六章 理事會

第十九條 理事會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、評議員會ニ附議スヘキ事項ニ關スルコト

二、人口問題ニ關スル調査研究事項ニ關スルコト

三、財產ノ管理及處分ニ關スルコト

四、寄附ノ受諾ニ關スルコト

五、寄附行爲ノ變更及規則ノ制定變更ニ關スルコト

六、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第二十條 理事會ハ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス

理事三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事會ヲ招集スルコトヲ要ス

會長必要ト認ムルトキハ書面ニ依ル表決ヲ求メ招集ニ代フルコトヲ得

第二十一條 理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル

會長故障アルトキハ會長代理者之ニ當ル

第二十二條 理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七章 評議員會

第二十三條 評議員會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、歲入歲出豫算ニ關スルコト

二、決算及事業執行狀況ノ報告ニ關スルコト

三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第二十四條 評議員會ハ毎年一回之ヲ招集ス但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時之ヲ招集スルコトヲ得

評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ評議員

會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二十五條 第二十一條及第二十二條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第八章 資產及會計

第二十六條 本會設立當時ノ資產ハ別紙目錄ノ通トス

第二十七條 本會ニ基本財產ヲ置ク

基本財產ノ積立、管理及處分方法ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第二十八條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十日迄トス

第二十九條 本會ノ經費ハ左ニ掲タルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、基本財產以外ノ資產

二、補助金

三、寄附金

四、會費

五、其ノ他ノ收入

第九章 附 則

第三十條 本會ノ事務執行ニ關シ必要ナル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム
 第三十一条 本寄附行爲ヲ變更セントスルトキハ理事三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第三十二條 本法人設立當時ノ理事左ノ如シ

伯爵 柳澤保惠	男爵 藤村義朗
山川端夫	那須皓
堀切善次郎	丹吉河下
長谷川赳夫	田田村義
富田愛次郎	郎茂烈宏
井上雅二	七羽

四 財團法人人口問題研究會處務規程

財團
法人

第一條 本會ノ事務ハ別ニ規定アルモノノ外本規程ニ依リ處理スベシ

第二條 本會ノ常務ハ常務理事ノ決裁ニ依リ之ヲ處理ス但シ重要ナル事項ハ會長ノ決

裁ヲ經ルコトヲ要ス

第三條 本會ニ到達スル文書ハ書記之ヲ接受シ親展書ヲ除クノ外開封ノ上件名、番號等ヲ簿冊ニ登錄シ各主管係員ニ配付スベシ

親展書ハ封緘ノ儘記名者ニ配付シ領收印ヲ受クベシ

第四條 主管係員文書ヲ接受シタルトキハ幹事ノ指揮ヲ受ケ速ニ處理案ヲ具シ決裁ヲ

受クベシ

第五條 現金其ノ他有價證券ヲ接受シタルトキハ金額、種類等ヲ明記シ別ニ定ムル會

計規則ニ依リ收納スベシ

第六條 常務理事不在ノトキハ常務理事ノ委任シタル理事其ノ職務ヲ代行ス

第七條 本會ヨリ發送スル文書ハ書記ニ於テ其ノ件名、番號ヲ簿冊ニ登錄スベシ

第八條 完結文書ハ書記ニ於テ整理保存スベシ

第九條 本會ヨリ發送スル文書其ノ他ニ使用スル印章ハ書記之ヲ押捺スベシ

附 則

本則ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

五 人口問題研究會會計規則

財團法入

第一章 總 則

第一條 補助金、寄附金、會費、其ノ他ノ一切ノ收入ヲ以テ歲入トシ、一切ノ經費ヲ歲出トス

第二條 一會計年度ノ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス

出納閉鎖後ノ收入又ハ支出ハ之ヲ現年度ノ歲入又ハ歲出トナスモノトス

第三條 各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ翌年度ノ歲入ニ編入スベシ

第四條 本會ノ收入ハ確實ナル銀行又ハ信託會社若ハ郵便官署ニ預入シ支出ハ現金拂又ハ小切手、振替貯金若ハ振替拂ヲ以テ之ヲ爲ス

第二章 豫 算

第五條 歲入歲出ノ豫算ハ前年度二月末日迄ニ調製シ三月末日迄ニ評議員會ノ議決ヲ受クベシ

第六條 歳入歳出豫算ハ一般會計及特別會計毎ニ調製シ之ヲ款、項、目ニ區分スルモノトス

第七條 避クベカラザル豫算ノ不足ヲ補フ爲又ハ豫算外ニ生ジタル必要ノ費途ニ充ツル爲豫備費ヲ設クルコトヲ得

第三章 収入及支出

第八條 収入及支出ハ常務理事ノ決判ヲ以テ之ヲ執行スルモノトス但シ本會事務所所在地外ニ於テ開催スル講演會、其ノ他ノ會合ニ必要ナル經費、鐵道貨物運賃其ノ他現場支拂ニ要スル經費並委託購買ヲ爲スニ要スル經費ニ就テハ本會職員ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲現金前渡ヲナスコトヲ得

前項ノ現金前渡ヲ受ケタル職員ハ支拂完了ノモノニ對シ事務所所在地歸着後一週間以内ニ支拂證憑書類ヲ添ヘ精算書ヲ提出スベシ

第九條 經費ハ豫算ニ定メタル目的以外ニ使用シ又ハ各款ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ズ

各項ノ金額ヲ流用セムトスルトキハ會長、各目ノ金額ヲ流用セムトスルトキハ常務理事ノ決判ヲ受クベシ

第十條 豫算内ノ支出ヲ爲經理上必要アルトキハ一時借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スルモノトス

第四章 決 算

第十一條 決算ハ翌年度七月三十一日迄ニ豫算ノ様式ニ遵ヒ決算報告書ヲ調製ノ上監事ノ意見ヲ附シ翌年度内ニ評議員會ニ提出スルモノトス

第五章 契 約

第十二條 物品ノ購入、印刷其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ二人以上ノ見積書ヲ徵シ其ノ最低價格ノ者ト契約ヲ締結スルモノトス但シ左ニ掲タル場合ニハ一人ノ見積書ヲ以テ締結スルコトヲ得

- 一、契約ノ性質又ハ目的ガ競争ヲ許サザルトキ
- 二、急速ヲ要シ競争ニ附スルノ暇ナキトキ

三、勢力ノ供給又ハ運送ヲ請負ハシムルトキ

四、契約代金貳拾圓ヲ超エザルトキ

第十三條 前條ノ契約ハ常務理事ノ名ヲ以テ之ヲ締結スルモノトス

第十四條 契約代金壹千圓ヲ超ユルトキハ契約ノ目的、履行ノ期限、契約違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分、危險ノ負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳細ニ記載シタル契約書ヲ作製スルコトヲ要ス

第六章 物品出納

第十五條 物品ハ左ノ區分ニ依リ取扱フベシ

一、備品（器具、機械、圖書、雜品）

二、消耗品（用紙類、雜用品）

三、印紙切手類（郵便切手、郵便葉書、收入印紙、電車、乗合自動車乗車券）

第十六條 不用品ハ賣却ノ手續ヲ、破損品又ハ毀損品ハ修繕ノ手續ヲ爲スベシ
修繕ヲ加フルモ使用ニ堪エザルモノハ賣却又ハ棄却スルコトヲ得

前二項ノ手續ハ常務理事ノ指揮ニ依ルベシ

第七章 帳 簿

第十七條 金錢及物品ノ出納ヲ登記スル爲左ノ帳簿ヲ備フルモノトス

一、豫算差引簿

二、現金出納簿

三、物品出納簿

第十八條 現金及有價證券收納ニ關シ受領證簿ヲ備ヘ置クベシ

第八章 雜 則

第十九條 現金及有價證券又ハ物品ノ出納事務ヲ掌ル職員ハ出納ノ責任ヲ負フモノトス

ス

前項ノ職員故意又ハ過失ニ因リ現金、有價證券又ハ物品ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ

ハ賠償ノ責ニ任ズルモノトス

第二十條 本規則ニ依リ難キモノアルトキハ特ニ其ノ規定ヲ設クルコトヲ得

附 則

本則ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

六 財團法人人口問題研究會會員規則

第一條 本會寄附行爲第四章第五條ノ規定ニヨリ特別會員、終身會員及通常會員ヲ置ク

特別會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ニツキ理事會ニ於テ之ヲ推薦シタルモノトス

終身會員ハ本會ノ役職員又ハ會員ノ紹介ニ依リ本會ノ事業ヲ援助スル爲一口金百圓以上ヲ醵金シ入會シタルモノトス

通常會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ本會ノ役職員又ハ會員ノ紹介ニ依リ入會シタルモノ

トス

第二條 會員ニハ本會發行ノ圖書、定期刊行物其ノ他ノ印刷物ヲ無料又ハ實費ニテ頒布ス

第三條 通常會員ハ會費トシテ年額金參圓ヲ毎年三月末日迄ニ前納スルモノトス但シ

新ニ入會シタルモノハ入會ノ日ヨリ一箇月以内ニ會費ヲ納付スルモノトス

第四條 會員ノ住所、氏名ニ異動ヲ生ジタルトキハ直チニ其ノ旨届出ヅルモノトス

第五條 通常會員退會セムトスルトキハ其ノ旨届出ヅルコトヲ要ス此ノ場合ニハ既ニ納入シタル會費ヲ返還セザルモノトス

第六條 通常會員ニシテ會費ノ納入ヲ怠リタル場合ハ會員タルコトヲ取消スコトアルベシ

附 則

本則ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

七役職員

役員

長（理事）

事（常務）

事（常務）

事（常務）

事（常務）

事（常務）

事（常務）

事（常務）

事（常務）

事（常務）

貴族院議員

貴族院議員

法學院博議員

農學院博議員

東京帝國大學教授

法學院博議員

經濟學博士

厚生省社會局長

貴族院副議長

厚生次官

厚生官

候爵佐佐木行忠

堀切善次郎

吉田端茂

川村皓夫

那須宏

下永二

永上雅亨

井崎忠巖

井久忠

瀨巖忠

山崎忠

山崎忠

評議員	監	監	理	理	理	理	理	理	理	理	理	國際統計協會正會員
評議員	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	貴族院議員
評議員	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	東京商科大學學長
厚生省衛生局長	勤勞者教育中央會理事長	第一生命保險相互會事務理	貴族院議員	日本厚生協會理事	河田烈							
林信夫	池田宏	(以上登記謄本ノ順)	石坂泰三郎	關屋貞三郎	安井誠一郎	平木弘	下條康磨	吉阪俊藏	上田貞次郎	吉阪俊藏	吉阪俊藏	長谷川赳夫

評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員

茨城縣知事 京都帝國大學教授 東京帝國大學教授
大阪毎日新聞社 取締役會長、法學博士 京都帝國大學教授
北海道帝國大學名譽教授 法學博士・農學博士
文部省厚生省豫防局長 大原社會問題研究所長
京都帝國大學教授 法學博士
厚生省勞働局長 醫學博士
東京帝國大學名譽教授 神奈川縣知事
厚生省職業部長

挾間 本庄榮治郎 戶田貞三郎 一實茂
岡大村 清雄 馬雄 岩三郎 郎一郎 潛清
岡高野 保馬 野六郎 郎一郎 井清
岡高野 保馬 野六郎 郎一郎 井半
岡高野 保馬 野六郎 郎一郎 井永
岡高野 保馬 野六郎 郎一郎 井谷憲
岡高野 保馬 野六郎 郎一郎 一清

二六

評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員

厚生省體力局長
日本勞動科學研究所長
醫學博士士
衆議院議員
農林大臣
貴族院議員
企畫院次長
中央社會事業協會理事長
慶應義塾大學教授
法學博士士
醫學博士士
應義塾大學教授
早稻田大學理事
法學博士士
東京帝國大學教授
經濟學博士士
傷兵保護院業務局長

持土鹽宮氣赤青有安暉兒山矢
永方澤島賀木木馬部峻玉本內
義成昌之勘朝一賴磯義政美原
夫美貞助重治男寧雄等介乃忠
雄

(以上一、四、六、順)

職

員

厚生省社會局福利課長

厚生省社會局保護課長

傷兵保護院計畫課長

厚生省社會局事務官

武島一義
灘尾弘吉
堀田健男
丹羽喬四郎

男爵
上田正夫
荒尾正夫
館博正
左武正
増田正
小田喜
内通夫
重敏夫

書書助

記記手

厚

生

屬

中秋窪

村村田

二八

文嘉

彥潔彰

八 事 業 概 要

一 調 査 研 究

本會に常時研究員數名を置き人口問題に關する調査研究を行ひ理事中特に指導者を設け研究員の調査研究の指導に當ると共に指導者自ら研究項目を定めて研究に從事す。

更に重要問題に關しては専門の研究者又は特殊の機關に調査研究を依託す。

二 資 料 の 蔊 集

人口問題に關する内外の資料を蒐集整備す。

三 國 内 の 聯 絡

國內人口問題研究諸機關及び研究者との聯絡提携を圖る爲、研究者名簿及び文献目録を作製し、**同攻者の定期會合**を行ふの他更に**人口問題全國協議會**を開催す。

第一回同攻者會合 昭和九年十一月七日內務省第一會議室に於て開催。

第二回同攻者會合

昭和十年三月二日麴町區有樂町蠶絲會館に於て開催。

第三回同攻者會合

昭和十年七月六日內務省第一會議室に於て開催。

第四回同攻者會合

昭和十年十一月九日內務省第三會議室に於て開催。

第五回同攻者會合

昭和十一年二月十五日內務省第二會議室に於て開催。

第六回同攻者會合

昭和十一年十月廿八日內務省第三會議室に於て開催。

第七回同攻者會合

昭和十二年三月六日內務省第二會議室に於て開催。

第八回同攻者會合

昭和十二年十月九日內務省第二會議室に於て開催。

第九回同攻者會合

昭和十三年五月七日厚生省第一會議室に於て開催。

第一回人口問題全國協議會

昭和十二年十一月四、五兩日神田區一ツ橋通一橋講堂

及如水會館に於て開催。

統計展覽會博覽會等の開催せられるに當りては人口問題資料の出品をなす。

四 海外との聯絡

國際人口會議、イタリー國立人口問題研究所、スクリップ財團人口問題研究所其他

各國の此の種機關及び同攻者と聯絡及び資料の交換をなす。

昭和十二年七月二十九日より巴里市に於て開催の國際人口會議に井上常務理事出席す。

昭和十二年七月二十一日内閣統計局及び内務省社會局援助の下に本會及び社團法人東京統計協會の二團體を中心として日本人口問題研究委員會成立し、同會は直ちに人口問題國際聯合に對し日本の加入申込の手續を行ひ、井上常務理事を巴里國際人口會議日本代表に決定せり。

五 公開講演會の開催

人口問題に關する知識の普及、人口政策施設の促進を期する爲、隨時、中央又は地方に於て公開講演會を開催す。

第一回人口問題講演會 昭和八年十二月十一日東京朝日講堂に於て開催。

第二回人口問題講演會 昭和九年六月二十一日大阪市北區中之島中央公會堂に於て開催。

第三回人口問題講演會 昭和九年十一月二十九日マルサス歿後百年記念事業の一として麴町區有樂町蠶絲會館に於て開催。

第四回人口問題講演會 昭和十年六月八日仙臺市公會堂に於て開催。

第五回人口問題講演會 昭和十一年一月二十三日麴町區九段一丁目軍人會館講堂に於て開催。

第六回人口問題講演會 昭和十一年六月十日福岡市西中洲福岡縣公會堂に於て開催。

第七回人口問題講演會 前會長故柳澤保惠伯爵追悼記念事業の一として昭和十一年十二月十日麴町區有樂町蠶絲會館に於て開催。

昭和十年八月十四、五日和歌山縣主催人口問題講演會の開催せられるに當り經濟學博士永井理事を派遣せり。

第八回人口問題講演會 昭和十二年六月十二日廣島市廣島縣立高等女學校に於て開催。

第九回人口問題講演會 第一回人口問題全國協議會開催記念として神田區一ツ橋通
一橋講堂に於て開催。

六 懸賞論文の募集

人口問題に關する研究の促進を圖る爲、昭和八年八月「我國人口問題の解決方針」
なる論題の下に懸賞論文を募集し、審査の結果、二等三編、三等四編を入選と決定
し入選論文を輯錄して印刷發行せり。

七 印刷物の發行

調査研究したる結果を印刷發行すると共に重要な人口問題資料の印刷發行に努
む。既に發行し、若くは近く發行の豫定の印刷物左の如し。

第一輯 人口問題講演集(第一輯)

第二輯 日本人口密度圖

第三輯 我國人口問題の解決方針(懸賞論文集)

第四輯 人口問題講演集(第二輯)

第五輯 一九三一年ローマ國際人口會議資料

第六輯 マルサス百年記念人口問題講演集(第三輯)

第七輯 マルサス百年記念人口問題資料展覽會寫真集

第八輯 マルサスに關する文献集(吉田秀夫編)

第九輯 東北地方の人口に關する調査

第十輯 東北地方土地人口基本圖

第十一輯 東北地方の產業と人口(第二回同攻者會合記錄)

第十二輯 人口問題講演集(第四輯)

第十三輯 本邦人口增加の傾向及數量的變動に就いて

第十四輯 我國人口問題に關する諸研究(第一輯)(第三回同攻者會合記錄)

第十五輯 道府縣別農業本業者數及其年齡構成(上田貞次郎理事報告)

第十六輯 支那人口問題研究(飯田茂三郎執筆)

第十七輯 都鄙人口に關する諸問題(第四・五回同攻者會合記錄)

第十八輯 人口問題講演集(第五輯)

第十九輯 一九三一年ローマ國際人口會議資料(第二輯)

第二十輯 人口問題講演集(第六輯)

第二十一輯 人口問題の見地より見たる國民保健問題(第六回同攻者會合記錄)

第二十二輯 人口問題講演集(第七輯)(前會長故柳澤保惠伯爵追悼記念人口問題講演會記錄)

第二十三輯 我國人口問題に關する諸研究(第二輯)(第七回同攻者會合記錄)

第二十四輯 Population of Japan

第二十五輯 日本の人口

第二十六輯 人口問題講演集(第八輯)

第二十七輯 世界人口の動向及び生産力擴充と勞働人口(第八回同攻者會合記錄)

第二十八輯 第一回人口問題全國協議會概報

第二十九輯 人口問題講演集(第九輯)(第一回人口問題全國協議會開催記念人口問題講演會記錄)

第三十輯 第一回人口問題全國協議會報告書

機關誌 人口問題第一卷第一號

人口問題第一卷第二號

人口問題第一卷第三號

人口問題第一卷第四號（前會長故柳澤保惠伯爵追悼記念特輯號）

人口問題第二卷第一號

人口問題第二卷第二號

人口問題第二卷第三號

人口問題第二卷第四號

八 其の他我國人口問題の解決に資する爲必要なる事業

- 1 マルサス歿後百年記念人口問題資料展覽會並に講演會 昭和九年十二月二十九日
はマルサス歿後百年に該當するを以てマルサスを記念する爲昭和九年十一月二十九日三十日十二月一日の三日間に瓦り麴町區有樂町蠶絲會館に於て人口問題資料展覽會並に講演會を開催せり。

- 2 政府に對する建議 昭和十一年四月十三日、内閣總理大臣に對し「移植民振興方策に關する建議」並に「滿洲移民に關する建議」をなせり。

昭和十三年五月二十七日印刷
昭和十三年五月三十一日發行

(非賣品)

厚生省社會局内

財團法人人口問題研究會

東京市世田谷區代田一丁目三六九

編行輯兼
者 館 稔

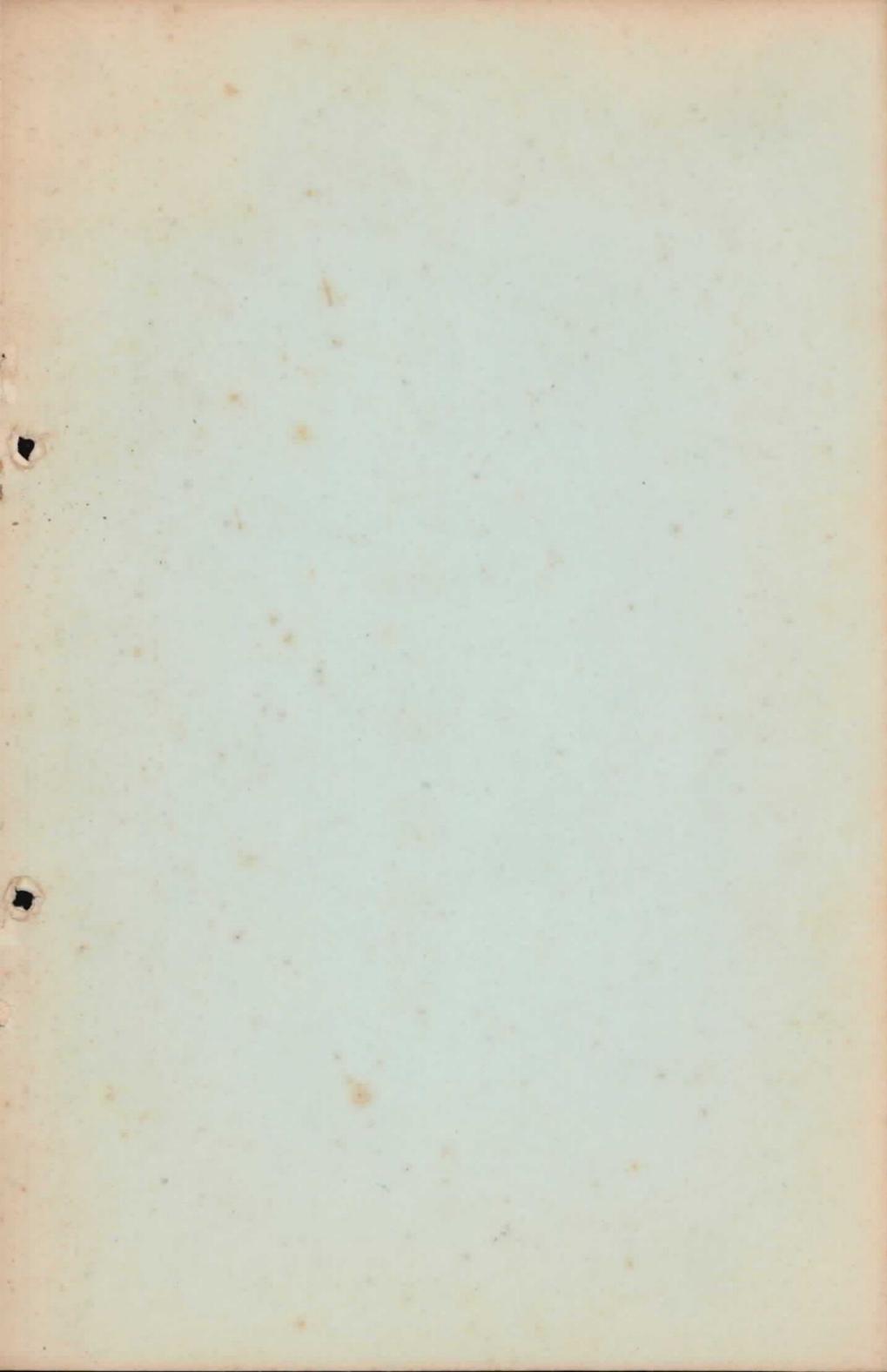
東京市麹町區麹町五丁目二番地

印刷者 杉田彌太郎

東京市麹町區麹町五丁目二番地

印刷所 杉田屋印刷所

電話九段一五七〇二四



昭和十四年七月

財團法人 人口問題研究會要覽

財團法人人口問題研究會要覽

目 次

一 沿革 一 頁

二 財團法人人口問題研究會設置の趣旨 三

三 財團法人人口問題研究會寄附行爲 五

四 財團法人人口問題研究會處務規程 一三

五 財團法人人口問題研究會會計規則 一五

六 財團法人口問題研究會會員規則 二一

七 顧問及役職員 二三

八 事業概要 二九

— 沿革

昭和三年二月、人口食糧問題調査會第十二回特別委員會に於て新渡戸稻造委員は人口問題の永續性を指摘して其の恒久的調査機關設置の必要を強調し「人口に關する諸問題の研究を目的とする學術的機關の設置を謀り其の充實を助成すること」を提案された。爾來、社會局側幹事、永井亨委員等より數度に亘つて人口問題研究の恒久的機關設置に關する提案が行はれ、又昭和四年には國際聯盟協會を代表して澁澤榮一氏並に井上雅二氏より政府に對して同様の建議書が提出せられた。昭和五年一月二十三日、人口食糧問題調査會特別委員會は「人口問題に關する常設調査機關設置に關する建議案」を可決し、同年三月二十七日、第五回總會に之を附議し本案を可決して直ちに政府に答申した。即ち「我國の人口問題は常時調査研究に從ひ其の真相を明にし、之に基き隨時其の對策を講ずるにあらざれば問題解決の針路を失ひ、對策施設の基準を誤り洵に憂ふべき事態に陥ることなしとせず。然るに現在の人口食糧問題調査會は政府

の諮詢に應じ、政府に建議する外常時に於て調査研究を行ふに適せざる憾みあり。加ふるに人口問題は其の性質上國際的見地より之を講究し國際機關との聯絡を圖ること亦必要なり。仍て政府は此際速に人口問題に關する常設調査機關として研究所を設置し竝に諮詢機關として委員會を附設せられんこと」を要望した。政府は之等の要望に基き、内務省社會局に於て立案せる人口問題研究機關の設置に要する豫算案を帝國議會に提出して昭和六年度豫算に就き其の協賛を得たが内閣更迭等の事情に依り、此の豫算を實行するに至らなかつた。然るに不況は連年深刻の度を加へ現時の世相は人口問題の重大性を高調せしむるものあり。之が研究は一日も忽にすべからざる事態にあるに鑑み、昭和七年十一月二十一日、内務省社會局發起の下に曩に人口食糧問題調査會當時委員たりし官民の有志會合し、人口問題研究會の創立を決議して其の實現に努めた結果、民間有力財團よりの出捐もあつたので、昭和八年十月二十七日茲に財團法人人口問題研究會の設立を見るに至つたのである。

二 財團法人人口問題研究會設置の趣旨

人口問題は國民生活の根本に關する事項なるを以て、之が調査研究は一日も忽にすべき性質のものに非ず。

政府は曩に人口食糧問題調査會を設置し、之に依り人口問題と食糧問題との關係を調查審議し、其の大綱に就き政府に答申する所ありたりと雖、人口問題は其の性質複雜多岐にして短期又は一時的の調査にては、其の核心に觸れ、根本的方策を見出すこと頗る至難の業たり、加之、人口食糧問題調査會設置の時代に比し、今や産業、貿易及財界の廣範圍に涉り、不況は一層深刻の度を加へ、過剩人口は愈々増大しつゝあり、而して又我國人口增加の大勢は、其の社會的傾向に於て、甚だ憂慮すべき事態にあり、之を放置して顧みざるに於ては、國難の打開到底望むべからず、是を以て當時繼續的に之が調査研究を遂げ、其の依つて生ずる真相を明にし、以て適切なる方策を樹立すべきことは極めて緊急要事たり。

思ふに我國人口問題の大綱は、一方に於て對內的見地に立ち其の解決方策を講ずると共に、其の一面に於て對外的見地に於て諸方に人口移植を圖るべきは、實に當面の緊切なる要務たること言を俟たず、而して之が爲には世界人口會議並に移民會議と聯絡を圖り以て我國人口政策の國際的地歩を占むべきこと亦極めて肝要なりとす。斯くの如く人口問題の解決如何は、我國現下の情勢に照し、眞に國民生存上の安危並に民族發展の消長に關し極めて重大なる意義を有するを以て政府とも協調し本問題を當時繼續的に研究すべき團體の創立を必要とす。

二 財團法人人口問題研究會寄附行爲

（財團法人）

第一章 名 称

第一條 本會ハ財團法人人口問題研究會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ我國人口問題ノ解決ニ資スル爲諸般ノ調査及研究ヲ遂ケ且ツ人口問題研究諸團體トノ聯絡ヲ圖リ併セテ人口政策施設ノ促進ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、人口問題ニ關スル調査及研究
- 二、人口問題ニ關スル資料ノ蒐集及整備
- 三、國內人口問題研究諸機關及研究者トノ聯絡提携
- 四、國外人口問題研究諸團體トノ聯絡及資料ノ交換
- 五、調査、研究ノ結果ノ發表

六、政府ノ諮問ニ對スル答申又ハ建議

七、其ノ他前條ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業

第三章 事務所

第四條 本會ハ事務所ヲ東京市厚生省社會局内ニ置ク

第四章 會員

第五條 會員ヲ分チテ特別會員、終身會員及通常會員ノ三種トス

特別會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ニ就キ理事會ニ於テ之ヲ推薦ス
 終身會員及通常會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ所定ノ會費ヲ納入スルモノトス、其ノ入
 會、退會並會費ノ納入ニ關スル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第五章 役員職員及顧問

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

一、理事 若干名

一、監事

二、名

一、評議員若干名

第七條 會長ハ理事會ニ於テ理事中ヨリ之ヲ互選ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

會長故障アルトキハ會長ノ指名シタル常務理事其ノ職務ヲ代理ス

第八條 理事ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ之ヲ互選ス但シ理事ノ中一名ヲ厚生省社

會局長ノ職ニ在ル者ニ會長之ヲ委嘱ス

第九條 理事中ニ常務理事若干名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

第十條 監事ハ業務執行及資產狀況ヲ監査ス

第十一條 監事及評議員ハ會長之ヲ委嘱ス

第十二條 役員ノ任期ハ三年トス但シ再任ヲ妨ヶス

補闕ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十三條 役員任期満了ノ場合ハ後任者ノ就職スル迄仍チ前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行

フ

第十四條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任命又ハ委囑ス

一、研究員 若干名

一、助 手 若干名

一、幹 事 若干名

一、書 記 若干名

第十五條 研究員ハ調査研究ニ從事ス

助手ハ研究員ノ調査研究ヲ補佐ス

第十六條 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ヲ處理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス

第十七條 人口問題ノ調査研究並ニ研究員ノ指導ノ爲主査一名及副主査若干名ヲ置ク
主査及副主査ハ理事及評議員中ヨリ會長之ヲ委囑ス

第十八條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得
顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス

第六章 理事會

第十九條 理事會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、評議員會ニ附議スヘキ事項ニ關スルコト

二、人口問題ニ關スル調査研究事項ニ關スルコト

三、財產ノ管理及處分ニ關スルコト

四、寄附ノ受諾ニ關スルコト

五、寄附行爲ノ變更及規則ノ制定變更ニ關スルコト

六、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第二十條 理事會ハ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス

理事三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事會ヲ

・招集スルコトヲ要ス

會長必要ト認ムルトキハ書面ニ依ル表決ヲ求メ招集ニ代フルコトヲ得

第二十一條 理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル

會長故障アルトキハ會長代理者之ニ當ル

第二十二條 理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七章 評議員會

第二十三條 評議員會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、歲入歲出豫算ニ關スルコト

二、決算及事業執行狀況ノ報告ニ關スルコト

三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第二十四條 評議員會ハ毎年一回之ヲ招集ス但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時之ヲ招集スルコトヲ得

評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ評議員

會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二十五條 第二十一條及第二十二條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第八章 資產及會計

第二十六條 本會設立當時ノ資產ハ別紙目錄ノ通トス

第二十七條 本會ニ基本財產ヲ置ク

基本財產ノ積立、管理及處分方法ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第二十八條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十九條 本會ノ經費ハ左ニ掲タルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、基本財產以外ノ資產

二、補助金

三、寄附金

四、會費

五、其ノ他ノ收入

第九章 附 則

一一

第三十條 本會ノ事務執行ニ關シ必要ナル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム
第三十一條 本寄附行爲ヲ變更セントスルトキハ理事三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコト
ヲ要ス

第三十二條 本法人設立當時ノ理事左ノ如シ

伯爵	柳澤	保住	惠	男爵	藤村	義朗
永井	山川	端	亭夫	那須	皓	
堀切善次郎	長谷川赳夫	端夫		下村		
富田愛次郎	丹羽田七郎	吉田烈郎	宏烈	田村茂宏		
井上雅二						

四 財團法人人口問題研究會處務規程

（財團法人）

第一條 本會ノ事務ハ別ニ規定アルモノノ外本規程ニ依リ處理スベシ
第二條 本會ノ常務ハ常務理事ノ決裁ニ依リ之ヲ處理ス但シ重要ナル事項ハ會長ノ決裁ヲ經ルコトヲ要ス

第三條 本會ニ到達スル文書ハ書記之ヲ接受シ親展書ヲ除クノ外開封ノ上件名、番號等ヲ簿冊ニ登錄シ各主管係員ニ配布スペシ

親展書ハ封緘ノ儘記名者ニ配布シ領收印ヲ受クベシ

第四條 主管係員文書ヲ接受シタルトキハ幹事ノ指揮ヲ受ケ速ニ處理案ヲ具シ決裁ヲ受クベシ

第五條 現金其ノ他有價證券ヲ接受シタルトキハ金額、種類等ヲ明記シ別ニ定ムル會計規則ニ依リ收納スベシ

第六條 常務理事不在ノトキハ常務理事ノ委任シタル理事其ノ職務ヲ代行ス

第七條 本會ヨリ發送スル文書ハ書記ニ於テ其ノ件名、番號ヲ簿冊ニ登錄スペシ

第八條 完結文書ハ書記ニ於テ整理保存スペシ

第九條 本會ヨリ發送スル文書其ノ他ニ使用スル印章ハ書記之ヲ押捺スペシ

附 則

本則ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

五 財團法人人口問題研究會會計規則

第一章 總 則

第一條 補助金、寄附金、會費、其ノ他ノ一切ノ收入ヲ以テ歲入トシ、一切ノ經費ヲ歲出トス

第二條 一會計年度ノ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス

出納閉鎖後ノ收入又ハ支出ハ之ヲ現年度ノ歲入又ハ歲出トナスモノトス

第三條 各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ翌年度ノ歲入ニ編入スベシ

第四條 本會ノ收入ハ確實ナル銀行又ハ信託會社若ハ郵便官署ニ預入シ支出ハ現金拂
又ハ小切手、振替貯金若ハ振替拂ヲ以テ之ヲ爲ス

第二章 豫 算

第五條 歲入歲出ノ豫算ハ前年度二月末日迄ニ調製シ三月末日迄ニ評議員會ノ議決ヲ受クベシ

第六條 歳入歳出豫算ハ一般會計及特別會計毎ニ調製シ之ヲ款、項、目ニ區分スルモノトス

第七條 避クベカラザル豫算ノ不足ヲ補フ爲又ハ豫算外ニ生ジタル必要ノ費途ニ充ツル爲豫備費ヲ設クルコトヲ得

第三章 収入及支出

第八條 収入及支出ハ常務理事ノ決判ヲ以テ之ヲ執行スルモノトス但シ本會事務所所在地外ニ於テ開催スル講演會、其ノ他ノ會合ニ必要ナル經費、鐵道貨物運賃其ノ他現場支拂ニ要スル經費並委託購買ヲ爲スニ要スル經費ニ就テハ本會職員ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲現金前渡ヲナスコトヲ得

前項ノ現金前渡ヲ受ケタル職員ハ支拂完了ノモノニ對シ事務所所在地歸着後一週間以内ニ支拂證憑書類ヲ添ヘ精算書ヲ提出スベシ

第九條 經費ハ豫算ニ定メタル目的以外ニ使用シ又ハ各款ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ズ

各項ノ金額ヲ流用セムトスルトキハ會長、各目ノ金額ヲ流用セムトスルトキハ常務理事ノ決判ヲ受クベシ

第十條 豫算内ノ支出ノ爲經理上必要アルトキハ一時借入ヲ爲スコトヲ得
前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スルモノトス

第四章 決 算

第十一條 決算ハ翌年度七月三十一日迄ニ豫算ノ様式ニ遵ヒ決算報告書ヲ調製ノ上監
事ノ意見ヲ附シ翌年度内ニ評議員會ニ提出スルモノトス

第五章 契 約

第十二條 物品ノ購入、印刷其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ二人以上ノ見積書ヲ
徵シ其ノ最低價格ノ者ト契約ヲ締結スルモノトス但シ左ニ掲タル場合ニハ一人ノ見
積書ヲ以テ締結スルコトヲ得

- 一、契約ノ性質又ハ目的ガ競争ヲ許サザルトキ
- 二、急速ヲ要シ競争ニ附スルノ暇ナキトキ

三、労力ノ供給又ハ運送ヲ請負ハシムルトキ

四、契約代金貳拾圓ヲ超エザルトキ

第十三條 前條ノ契約ハ常務理事ノ名ヲ以テ之ヲ締結スルモノトス

第十四條 契約代金壹千圓ヲ超ユルトキハ契約ノ目的、履行ノ期限、契約違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分、危險ノ負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳細ニ記載シタル契約書ヲ作製スルコトヲ要ス

第六章 物品出納

第十五條 物品ハ左ノ區分ニ依リ取扱フベシ

一、備品（器具、機械、圖書、雑品）

二、消耗品（用紙類、雑用品）

三、印紙切手類（郵便切手、郵便葉書、收入印紙、電車、乗合自動車乗車券）

第十六條 不用品ハ賣却ノ手續ヲ、破損品又ハ毀損品ハ修繕ノ手續ヲ爲スベシ
修繕ヲ加フルモ使用ニ堪エザルモノハ賣却又ハ棄却スルコトヲ得

前二項ノ手續ハ常務理事ノ指揮ニ依ルベシ

第七章 帳 簿

第十七條 金錢及物品ノ出納ヲ登記スル爲左ノ帳簿ヲ備フルモノトス

一、豫算差引簿

二、現金出納簿

三、物品出納簿

第十八條 現金及有價證券收納ニ關シ受領證簿ヲ備ヘ置クベシ

第八章 雜 則

第十九條 現金及有價證券又ハ物品ノ出納事務ヲ掌ル職員ハ出納ノ責任ヲ負フモノトス

ス

前項ノ職員故意又ハ過失ニ因リ現金、有價證券又ハ物品ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ

ハ賠償ノ責ニ任ズルモノトス

第二十條 本規則ニ依リ難キモノアルトキハ特ニ其ノ規定ヲ設クルコトヲ得

附 則

本則ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

六 財團法人人口問題研究會會員規則

第一條 本會寄附行爲第四章第五條ノ規定ニヨリ特別會員、終身會員及通常會員ヲ置ク

特別會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ニツキ理事會ニ於テ之ヲ推薦シタルモノトス

終身會員ハ本會ノ役職員又ハ會員ノ紹介ニ依リ本會ノ事業ヲ援助スル爲一口金百圓以上ヲ醵金シ入會シタルモノトス

通常會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ本會ノ役職員又ハ會員ノ紹介ニ依リ入會シタルモノトス

第二條 會員ニハ本會發行ノ圖書、定期刊行物其ノ他ノ印刷物ヲ無料又ハ實費ニテ頒布ス

第三條 通常會員ハ會費トシテ年額金參圓ヲ毎年三月末日迄ニ前納スルモノトス但シ

新ニ入會シタルモノハ入會ノ日ヨリ一箇月以内ニ會費ヲ納付スルモノトス
第四條 會員ノ住所、氏名ニ異動ヲ生ジタルトキハ直チニ其ノ旨届出ヅルモノトス
第五條 通常會員退會セムトスルトキハ其ノ旨届出ヅルコトヲ要ス此ノ場合ニハ既ニ
納入シタル會費ヲ返還セザルモノトス

第六條 通常會員ニシテ會費ノ納入ヲ怠リタル場合ハ會員タルコトヲ取消スコトアル
ベシ

附 則

本則ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

七 顧問及役職員

顧問	顧問	役員	役員	內務	內務	大臣	大臣	侯爵	侯爵	本戶	本戶	久幸	久幸
理	理	長 (理事)	貴族院副議長	厚生	厚生	大臣	大臣	木行	佐佐木	岡田	岡田	廣瀨	廣瀨
事	事	事 (常務)	貴族院次官	厚生省社會局長	新居善太郎	佐佐木行	佐佐木	文秀	井上	井上	佐佐木	久忠	久忠
事	事	事 (常務)	經濟學博士	厚生省社會局長	新居善太郎	佐佐木行	佐佐木	文秀	井上	井上	岡田	久忠	久忠
法	農	法	貴族院博議士	前海外興業株式會社社長	新居善太郎	佐佐木行	佐佐木	文秀	井上	井上	岡田	久忠	久忠
貴	東京帝國大學教士	族院博議士	東京帝國大學教士	前海外興業株式會社社長	新居善太郎	佐佐木行	佐佐木	文秀	井上	井上	岡田	久忠	久忠
族	族	院	族院	前海外興業株式會社社長	新居善太郎	佐佐木行	佐佐木	文秀	井上	井上	岡田	久忠	久忠
學	學	院	博議	前海外興業株式會社社長	新居善太郎	佐佐木行	佐佐木	文秀	井上	井上	岡田	久忠	久忠
院	院	院	博議	前海外興業株式會社社長	新居善太郎	佐佐木行	佐佐木	文秀	井上	井上	岡田	久忠	久忠
博	博	議	士員	前海外興業株式會社社長	新居善太郎	佐佐木行	佐佐木	文秀	井上	井上	岡田	久忠	久忠
議	士	士	士員	前海外興業株式會社社長	新居善太郎	佐佐木行	佐佐木	文秀	井上	井上	岡田	久忠	久忠
士員	士員	士員	士員	前海外興業株式會社社長	新居善太郎	佐佐木行	佐佐木	文秀	井上	井上	岡田	久忠	久忠
三	川	山	那	永	井	忠	忠	忠	久	久	久	久	久
三	端	夫	皓	宏	雅	一	一	一	幸	幸	幸	幸	幸

監 蘭 理 理 理 理 理 理 理 球

事 事 事 事 事 事 事 事 事 事

貴族院議員	吉田
國際統計協會正會員	堀切善次
貴族院議員	長谷川赳夫
東京商科大學學士	茂烈郎
日本厚生協會理事	吉阪俊郎
日本厚生協會理事 委員會總裁	上田貞次
東京商科大學學士	河田
日本厚生協會理事 委員會總裁	下條康藏
日本厚生協會理事 委員會總裁	川島孝彦
日本厚生協會理事 委員會總裁	安井誠一郎
日本厚生協會理事 委員會總裁	林春雄
日本厚生協會理事 委員會總裁	拓務省拓務局長
日本厚生協會理事 委員會總裁	內閣統計局長
日本厚生協會理事 委員會總裁	醫學院衛生院士長
日本厚生協會理事 委員會總裁	貴族院議員
日本厚生協會理事 委員會總裁	第一生命保險相互會社 長

吉田	堀切善次
長谷川赳夫	茂烈郎
河田	吉阪俊郎
上田貞次	吉阪俊郎
下條康藏	吉阪俊郎
川島孝彦	吉阪俊郎
安井誠一郎	吉阪俊郎
林春雄	吉阪俊郎
拓務省拓務局長	吉阪俊郎
內閣統計局長	吉阪俊郎
醫學院衛生院士長	吉阪俊郎
貴族院議員	吉阪俊郎
第一生命保險相互會社 長	吉阪俊郎

評議員
評議員

貴族院議員
厚生省衛生局長
京都帝國大學教授
經濟學博士
東京帝國大學教授
文博士
神奈川縣知事
北海道帝國大學名譽教授
法學博士
京都帝國大學教授
文學博士
大原社會問題研究所長
文博士
厚生省豫防局士
法學博士
石川縣知事
東京帝國大學名譽教授
兼失業省職業部長
東京帝國大學學士
厚生省職業部長
林岩倉具榮
本庄榮治郎
戶田貞三
大村清一
高岡熊雄
高田保馬
高野三郎
高成田六郎
永井一郎
熊谷憲一郎
矢内原忠雄
内原忠雄

內務省土木局長

京都帝國大學名譽教授

法學博士

士

山崎

本美越乃

傷兵保護院副總裁

兒玉政介

厚生技師、醫學博士

古屋芳雄

日本勞動科學研究所長

輝峻義等

醫學博士

安部磯雄

衆議院議員

有馬賴寧

企畫院總裁

赤木一男

中央社會事業協會理事長

佐々木朝治

厚生省體力局長

青木遠重

慶應義塾大學教授

氣賀勘

慶應義塾大學教授

北岡壽逸

慶應義塾大學教授

宮島幹之助

評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員
 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員

研究員 職員評議員評議員評議員

幹事記事記事記事記

員

厚生屬	厚生省社會局生活課長 內務省會計課長 內閣統計局人口課長 兼庶務課長	稻田大學博士	法早稻田大學博士
小田內通敏	池田常雄 秋村潔 荒川市 堀田健 灘尾弘 島健男 一吉 義	鹽澤永義夫 土成義夫 方成義夫 持永義夫 士成義夫 鹽澤永義夫	以上イ、ロ、ハ、順)

研 研 研 研 研
究 研 研 研 研
員 員 員 員 員
員 員 員 員 員
員 員 員 員 員

增 左 館 荒 北 上 窪 宮 山 嶋 本 田 田 田 山 尾 田 田 正 正 正 博 武 重 喜

男爵 二八

八 事 業 概 要

一 調査 研究

本會に常時研究員數名を置き人口問題に關する調査研究を行ひ理事中特に指導者を設け研究員の調査研究の指導に當ると共に指導者自ら研究項目を定めて研究に從事す。

更に重要問題に關しては専門の研究者又は特殊の機關に調査研究を依託す。

二 資料の蒐集

人口問題に關する内外の資料を蒐集整備す。

三 國内の聯絡

國內人口問題研究諸機關及び研究者との聯絡提携を圖る爲、研究者名簿及び文献目録を作製し、同攻者の定期會合を行ふの他更に人口問題全國協議會を開催す。

第一回同攻者會合 昭和九年十一月七日内務省第一會議室に於て開催。

第二回同攻者會合

昭和十年三月二日麴町區有樂町蠶絲會館に於て開催。

第三回同攻者會合

昭和十年七月六日內務省第一會議室に於て開催。

第四回同攻者會合

昭和十年十一月九日內務省第三會議室に於て開催。

第五回同攻者會合

昭和十一年二月十五日內務省第二會議室に於て開催。

第六回同攻者會合

昭和十一年十月廿八日內務省第三會議室に於て開催。

第七回同攻者會合

昭和十二年三月六日內務省第二會議室に於て開催。

第八回同攻者會合

昭和十二年十月九日內務省第二會議室に於て開催。

第九回同攻者會合

昭和十三年五月七日厚生省第一會議室に於て開催。

第十回同攻者會合

昭和十三年十月一日厚生省第一會議室に於て開催。

第十一回同攻者會合

昭和十四年二月十八日厚生省第一會議室に於て開催。

第一回人口問題全國協議會 昭和十二年十一月四、五兩日神田區一ツ橋通一橋講堂及如水會館に於て開催。

第二回人口問題全國協議會

昭和十三年十月二十九、三十兩日神田區一ツ橋通一橋

講堂及如水會館に於て開催。

統計展覽會博覽會等の開催せられるに當りては人口問題資料の出品をなす。

四 海外との聯絡

國際人口會議、イタリー國立人口問題研究所、スクリップ財團人口問題研究所其の他各國の此の種機關及び同攻者と聯絡及資料の交換をなす。

昭和十二年七月二十九日より巴里市に於て開催の國際人口會議に井上常務理事出席す。

昭和十二年七月二十一日内閣統計局及び内務省社會局援助の下に本會及び社團法人東京統計協會の二團體を中心として日本人口問題研究委員會成立し、同會は直ちに人口問題國際聯合に對し日本の加入申込の手續を行ひ、井上常務理事を巴里國際人口會議日本代表に決定せり。昭和十三年十月、人口問題研究國際聯合は日本人口問題研究委員會の加入を正式承認せり。

五 公開講演會の開催

人口問題に關する知識の普及、人口政策施設の促進を期する爲、隨時、中央又は地方に於て公開講演會を開催す。

第一回人口問題講演會 昭和八年十二月十一日東京朝日講堂に於て開催。

第二回人口問題講演會 昭和九年六月二十一日大阪市北區中之島中央公會堂に於て開催。

第三回人口問題講演會 昭和九年十一月二十九日マルサス歿後百年記念事業の一として麴町區有樂町蠶絲會館に於て開催。

第四回人口問題講演會 昭和十年六月八日仙臺市公會堂に於て開催。

第五回人口問題講演會 昭和十一年一月二十三日麴町區九段一丁目軍人會館講堂に於て開催。

第六回人口問題講演會 昭和十一年六月十日福岡市西中洲福岡縣公會堂に於て開催。

第七回人口問題講演會 前會長故柳澤保惠伯爵追悼記念事業の一として昭和十一年

十二月十日麴町區有樂町蠶絲會館に於て開催。

第八回人口問題講演會 昭和十二年六月十二日廣島市廣島縣立高等女學校に於て開催。

第九回人口問題講演會 第一回人口問題全國協議會開催記念として神田區一ツ橋通一橋講堂に於て開催。

第十回人口問題講演會 昭和十三年六月十一日金澤市廣坂通石川縣縣會議事堂に於て開催。

第十五回人口問題講演會 昭和十四年二月十七日麴町區九段一丁目軍人會館講堂に於て開催。

第十二回人口問題講演會 昭和十四年六月八日札幌市北一條西一丁目札幌市公會堂に於て開催。

昭和十年八月十四、五日和歌山縣主催人口問題講演會の開催せられるに當り經濟學博士永井理事を派遣せり。

六 懸賞論文の募集

人口問題に關する研究の促進を圖る爲、昭和八年八月「我國人口問題の解決方針」なる論題の下に懸賞論文を募集し、審査の結果、二等三編、三等四編を入選と決定し入選論文を輯錄して印刷發行せり。

七 印刷物の發行

調査研究したる結果を印刷發行すると共に重要な人口問題資料の印刷發行に努む。既に發行し、若くは近く發行の印刷物左の如し。

第一輯 人口問題講演集(第一輯)

第二輯 日本人口密度圖

第三輯 我國人口問題の解決方針(懸賞論文集)

第四輯 人口問題講演集(第二輯)

第五輯 一九三一年ローマ國際人口會議資料

第六輯 マルサス死後百年記念 人口問題講演集(第三輯)

第七輯

マルサス殘後人口問題資料展覽會寫真集
百年記念

第八輯

マルサスに關する文献集(吉田秀夫編)

第九輯

東北地方の人口に關する調査

第十輯

東北地方土地人口基本圖

第十一輯

東北地方の產業と人口(第二回同攻者會合記錄)

第十二輯

人口問題講演集(第四輯)

第十三輯

本邦人口增加の傾向及數量的變動に就いて

第十四輯

我國人口問題に關する諸研究(第一輯)(第三回同攻者會合記錄)

第十五輯

道府縣別農業本業者數及其年齡構成(上田貞次郎理事報告)

第十六輯

支那人口問題研究(飯田茂三郎執筆)

第十七輯

都鄙人口に關する諸問題(第四・五回同攻者會合記錄)

第十八輯

人口問題講演集(第五輯)

第十九輯

一九三一年ローマ國際人口會議資料(第二輯)

第二十輯 人口問題講演集(第六輯)

第二十一輯 人口問題の見地より見たる國民保健問題(第六回同攻者會合記錄)

第二十二輯 人口問題講演集(第七輯)(前會長故柳澤保惠伯爵追悼記念人口問題講演會記錄)

第二十三輯 我國人口問題に關する諸研究(第二輯)(第七回同攻者會合記錄)

第二十四輯 Population of Japan

第二十五輯 日本の人口

第二十六輯 人口問題講演集(第八輯)

第二十七輯 「世界人口の動向」並に「生產力擴充と勞働人口」(第八回同攻者會合記錄)

第二十八輯 第一回人口問題全國協議會概報

第二十九輯 人口問題講演集(第九輯)(第一回人口問題全國協議會開催記念人口問題講演會記錄)

第三十輯 第一回人口問題全國協議會報告書

第三十一輯 我國人口問題に關する諸研究(第三輯)(第九回同攻者會合記錄)

第三十二輯 人口問題講演集(第十輯)

第三十三輯 民族に關する諸問題(第一輯)(第十回同攻者會合記錄)

第三十四輯 第二回人口問題全國協議會概報

第三十五輯 第二回人口問題全國協議會報告書

第三十六輯 人口問題講演集(第十一輯)

第三十七輯 民族に關する諸問題(第二輯)(第十一回同攻者會合記錄)

機 關 誌 人口問題第一卷第一號

同 同 人口問題第一卷第二號

同 同 人口問題第一卷第三號

人口問題第一卷第四號(前會長故柳澤保惠伯爵追悼記念特輯號)

同 同 人口問題第二卷第一號

人口問題第二卷第二號

人口問題第二卷第三號

人口問題第二卷第四號

人口問題第三卷第一號

同 人口問題第三卷第二號

八 其の他我國人口問題の解決に資する爲必要なる事業

1 マルサス歿後百年記念人口問題資料展覽會並に講演會 昭和九年十二月二十九日
はマルサス歿後百年に該當するを以てマルサスを記念する爲昭和九年十一月二十九
日三十日十二月一日の三日間に瓦り麴町區有樂町蠶絲會館に於て人口問題資料展覽
會並に講演會を開催せり。

2 政府に對する建議 昭和十一年四月十三日、内閣總理大臣に對し「移植民振興方
策に關する建議」並に「滿洲移民に關する建議」をなせり。

昭和十三年十月二十六日、内閣總理大臣に對し「人口問題に關する國立常設調查機
關設置の建議」をなせり。

昭和十四年六月二十八日、内閣總理大臣、各省大臣、企畫院總裁並に興亞院總裁に
對し現下人口問題の緊要なる事項に關し建議をなせり。

昭和十四年七月二十日印刷
昭和十四年七月二十五日發行

(非賣品)

厚生省社會局内

財團法人 人口問題研究會

東京市世田谷區代田一丁目三六九

編輯兼發行者 館 稔

東京市京橋區木挽町一丁目二二

印刷者 西脇清太郎

東京市京橋區木挽町一丁目二二

印刷所 西脇印刷所

電話京橋一八八〇番

財人法

人口問題研究會編人口問題資料目錄

(昭和十四年六月現在)

第一輯	人口問題講演集(第一輯)改訂再版	○・三五 円
第二輯	日本人口密度圖(刀江書院發行)	二・五〇
第三輯	我國人口問題の解決方針(懸賞論文集)	二・五〇
第四輯	人口問題講演集(第二輯)	○・三五
第五輯	一九三一年ローマ國際人口會議資料(第一輯)	一・九〇
第六輯	マルサス死後人口問題講演集(第三輯) 百年記念	○・四〇
第七輯	マルサス死後人口問題講演集(第三輯) 百年記念	○・四〇
第八輯	百年記念	○・六〇
第九輯	マルサスに關する文献集(吉田秀夫編)	○・四五
第十輯	東北地方の人口に關する調査	○・四五
第十一輯	東北地方土地人口基本圖(刀江書院發行)	○・四〇
第十二輯	東北地方の產業と人口(第二回同攻者會合記録)	近刊
第十三輯	人口問題講演集(第四輯)	○・三五

第十三輯 本邦人口增加の傾向及數量的變動に就いて ○・六五

第十四輯 我國人口問題に關する諸研究(第一輯)(第三回同攻者會合記録) ○・六〇

第十五輯 道府縣別農業本業者數及其年齡構成(上田理事研究報告) ○・六〇

第十六輯 支那人口問題研究(飯田茂三耶執筆) ○・六〇

第十七輯 都鄙人口に關する諸問題(第四・五回同攻者會合記録) ○・四五

第十八輯 人口問題講演集(第五輯) ○・六〇

第十九輯 一九三一年ローマ國際人口會議資料(第二輯) ○・四五

第二十輯 人口問題講演集(第六輯) 近刊

第二十一輯 人口問題の見地より見たる國民保健問題(第六回同攻者會合記録) ○・二〇

第二十二輯 人口問題講演集(第七輯)(前會長故柳澤保惠伯爵追悼) ○・三五

第二十三輯 我國人口問題に關する諸研究(第二輯)(第七回同攻者會合記録) ○・六〇

第二十四輯 Population of Japan ○・五〇

第二十五輯 日本の人口 ○・二〇

第二十六輯 人口問題講演集(第八輯) 近刊

第二十七輯 「世界人口の動向」並に「生産力擴充と勞働人口」(第八回同攻記録)

○・五七

第二十八輯 第一回人口問題全國協議會概報

非賣

第二十九輯 人口問題講演集(第九輯)(第一回人口問題全國協議會開催記念人口問題講演會記錄)

近刊

第三十輯 第一回人口問題全國協議會報告書

三〇〇

第三十一輯 我國人口問題に關する諸研究(第三輯)(第九回同攻者會合記錄)

近刊

第三十二輯 人口問題講演集(第十輯)

近刊

第三十三輯 民族に關する諸問題(第一輯)(第十回同攻者會合記錄)

近刊

第三十四輯 第二回人口問題全國協議會概報

近刊

第三十五輯 第二回人口問題全國協議會報告書

近刊

第三十六輯 人口問題講演集(第十一輯)

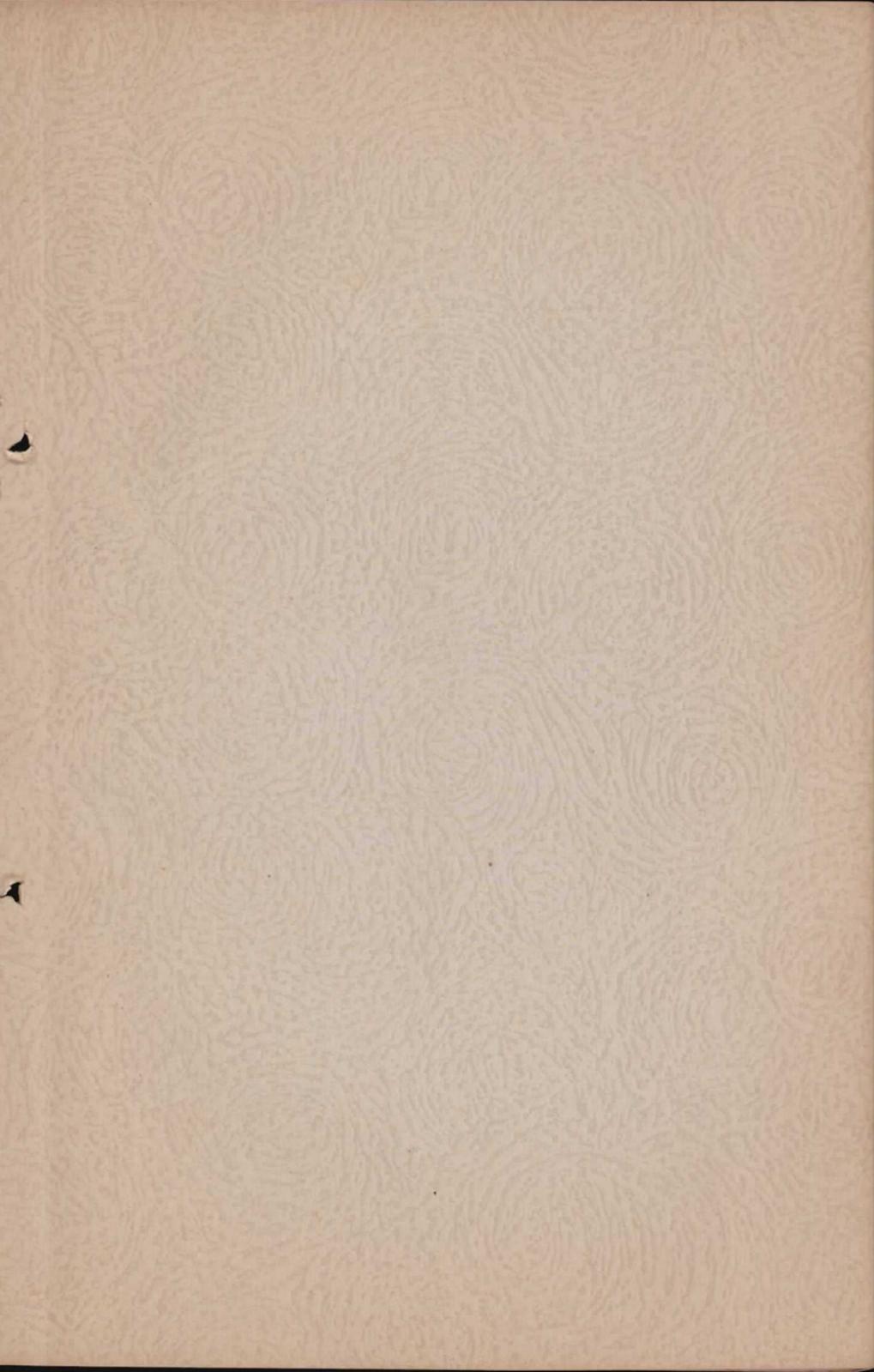
近刊

第三十七輯 民族に關する諸問題(第二輯)(第十一回同攻者會合記錄)

近刊

機關誌 人口問題(第一卷第一號—第三號、第二卷第一號第二號
第一卷第四號、第二卷第三號—第三卷第二號)

非賣



昭和十四年七月

財團
法人
人口問題研究會要覽

